

研究ノート

リトアニアのシステム転換と経済状況の推移

岩 田 裕

目次

はじめに

第I節 リトアニアのシステム転換

- 一. リトアニアの経済改革の諸段階
- 二. リトアニア経済の旧ソ連邦経済システムからの離脱
- 三. 企業活動の再編
- 四. 価格改革
- 五. 私有化の進展

第II節 リトアニアの経済状況の推移

- 一. 改革期以前（1990年以前）の外国貿易と生産構造
- 二. システム転換と貿易・生産構造の変化

むすびにかえて

はじめに

筆者には、テレビで放映された1991年初頭の映像が今も脳裏に焼きついて離れない。筆者にとっては、同じくテレビで見た1989年のベルリンの壁の撤去、元ルーマニア大統領・チャーシュク夫妻の処刑の現場以上に、それは衝撃的、感動的であった。リトアニア（およびラトビア）の独立の回復、それを阻止しようとするソ連邦軍隊とKGBによって行われた軍事弾圧（首都ヴィリニウスで8人の市民が死亡）、これを撥ね除けあくまでもリトアニアの主権を守ろうとする大統領の呼びかけに応じて「国会議事堂を第一に、その主権の象徴となるいくつかの建物を防衛」⁽¹⁾ するために大挙して市中に繰り出した人々の勇気ある行動に深い感銘を受けた。それ以前から、バルト諸国の動向に一

定の関心は持っていたが、このことを契機に関心はますます深まっていった。一度リトアニアを訪れたいという希望を持っていたが、その機会は幸にも国際文化交流事業財団の助成を得て1998年夏に実現した。リトアニア訪問の主要目的は、バルト諸国のエネルギー・環境調査を行うこと、特にエネルギー・環境政策の動向を把握することにあつた。本稿の執筆を始めた時、テーマは「リトアニアのシステム転換とエネルギー・環境政策の改革」であつた。しかし、筆を進めるにつれて、システム転換の部分が膨れ上がったため、本稿を簡潔にするために、「エネルギー・環境政策の改革」については別稿に譲ることにした。また、紙数の制約もあつて、リトアニアの経済状況については、エネルギー・環境政策との関連で取り上げるべき論点に絞らざるをえなかつた。

注

(1) パスカル・ロロ著磯見訳(1991年), 117頁。

第I節 リトアニアのシステム転換⁽¹⁾

一、リトアニアの経済改革の諸段階

リトアニアが旧ソ連邦に統合されていた時期、リトアニアの党のノーメンクラトゥラが旧ソ連邦共産党の党エリートを基盤に形成された。さまざまな特権の享受を認められた権利の見返りとして、リトアニアの党のノーメンクラトゥラは、旧ソ連邦の党のノーメンクラトゥラの政策をリトアニアにおいて実施しなければならなかつた。リトアニアの独立の回復の直前に、ノーメンクラトゥラは、自らの政治的利害を示し擁護するためにリトアニア民主労働党(LDLP)を設立した。

LDLPの主要目的は、政治的・経済的再編成の時期に政治権力を獲得し、ノーメンクラトゥラの政治的地位を強化するためにその権力を行使することであつた。LDLPとその支持者は、リトアニアの独立の承認が行われるまでリトアニアの国家的地位の回復の展望と西欧への政治的・経済的統合の可能性に懐疑的態度をとつた。彼らは自らの政治的利害のために、自らの行動範囲を旧ソ連邦内でのリトアニア経済の独立に限定していた。このことは完全に旧ソ連邦の党のノーメンクラトゥラの利害と一致した。

1989年央に、新しく再建された伝統的民主政党とともに改革運動「サユディス」（後にリトアニア保守党がこれを基盤に形成された）がノーメンクラトゥラの利害を代表するLDLPの対抗勢力となった。これら民主政党の基本的目的は、リトアニアの国家的地位を回復し、リトアニアに対する旧ソ連邦の政治的・軍事的・経済的コントロールを廃止し、経済的に発達した西側諸国のモデルに従ってリトアニアの政治的・経済的システムを再組織化し、欧州の経済的・安全区域に統合することであった。

多くのリトアニア人の主要政治勢力に対する態度は変化した。最初、リトアニアの独立の回復のアイデアを提唱した民主勢力は強い支持を得た。独立は、リトアニアの経済的繁栄と同時に人々の福祉の増進に直結すると考えられた。しかし、深刻な経済危機——人々はその主要な理由を把握できなかった——が発生し、民主勢力がはたしてうまく乗り切れるかの手腕に疑義が提起された。このような疑問をもった人々はセイムと大統領選挙でLDLPを積極的に支持した。さらなる経済状況の悪化とともに、多くの有権者が1996年に行われた地方自治体の選挙への投票を棄権した。

A. シメナスによれば、どの重要な政治勢力が政府機関で優勢かに基づいて、1990～1995年の時期の経済改革は以下の三段階に分けられるという⁽²⁾。

第一段階は、1990年3月11日から1991年1月10日の時期である。これは両頭政治の時期といわれている。この時期、民主勢力の代表が最高会議で多数派を形成した。V. ランズベルギス教授と保守派が他の右派勢力と協同して最高会議とリトアニアの国家としての地位の回復過程を統轄した。LDLPとその支持者が、K. プルンスキエネ政府で重要な役割を演じた。

最高会議は、リトアニアの独立の回復を宣言したが、それをもっと確固としたものにするための合法的決定の準備をし採択し続けた。A. シメナスによれば、政府は最高会議の決定を承認もしなければ支持もしなかった。政府によって採択された規範法を吟味してみると、リトアニア経済を旧ソ連邦経済から分離する試みは明確に行われたとは思われないという⁽³⁾。経済の分野では、最大の注意が1990年4月にリトアニアの領土での旧ソ連邦の法律の有効性と最高会議の決定を無効にすることを認めさせる目的でリトアニアに課せられた経済封鎖に払われた。しかし、経済封鎖の第一波はリトアニア経済にそれ程大きな影響を及ぼさなかった⁽⁴⁾。

最高会議が、1990年3月11日に、リトアニア共和国の独立回復に関する裁決を宣言し

た後、旧ソ連邦憲法と同連邦の法律はリトアニア領土では無効となった。しかし、経済面での旧ソ連邦の支配は依然として継続されたままであった。

1991年1月の初め、時宜をえないしまった準備不足の突然の食料品価格値上げの政府決定——これはリトアニアに及んだ旧ソ連邦の軍事的圧力の最高潮時に一致した——の後で、政府がかわり、民主勢力がイニシアティブを握り、改革の第一段階が終わろうとする。

第二段階は、1991年1月10日から1992年10月25日の時期にあたり、民主勢力が最高会議でも政府でも優勢であった。一年半の間に、リトアニア経済は旧ソ連邦経済から切り放され、経済の中央集権的管理から市場経済へ向けての急速な前進がはかられた。同時にリトアニアの制度、組織、経済組織と旧ソ連邦の政府機関との行政的關係が断絶され、企業には自主管理が認められ省庁の独裁制から解放された。企業に対する中央集権的資源供給システムが廃止された。商品・サービスの価格（エネルギーを除く）が自由化された。国家予算が作成され実現された。社会的ケアシステムが準備され実施された。1992年には、暫定的国民通貨が導入された。IMF、WBその他の国際機関との接触が始まった。私的部門が急速に形成されるという事実によって、改革過程の不可逆性が保証された。経済活動を規制するのに必要なあらゆる規範法が準備され採択された。

しかし、民主勢力によって形成され、初めはG. ヴァグノリウスに、次いでA. アピサラによって率いられた政府はK. プリンスキエネによって率いられた前政府よりも以下のようなはるかに困難な条件下で活動しなければならなかった。つまり、同政府は影響力をリトアニア銀行に及ぼすことができない。エネルギー省の活動をコントロールできない。役人はノーメンクラトゥラに忠義立てをして政府に反抗する。1991年の始まりとともに開始された旧ソ連邦よりの第二波の経済封鎖。

さらに政府は、さまざまな間違いや政策的失敗を犯した。国有財産の私有化過程の初めにおいて、犯罪組織の役割についての適切な評価がなされておらず、法と秩序の構造が新しいタイプの犯罪活動を防止する用意ができていなかった。1992年央からのインフレーション抑制の失敗は、リトアニア経済に否定的帰結をもたらした。

このような政府の失敗やソ連経済システム崩壊によって生じた経済危機やソ連邦からの経済的圧迫、市場経済への移行において生じた困難が反政府への宣伝活動に利用された。経済改革は政府によって惹起された無秩序と見做され、経済問題を解決できない政

府の無能さが危機の主要原因と攻撃された。最高会議は疲労困ぱいし、うまく機能し続けられなかった。意外に早く選挙が実施され、ノーメンクラトゥラの代表が選挙で地滑りの勝利を収め、その結果彼らが国家における支配的地位を奪い取った。

経済改革の第三段階は1992年10月25日にはじまった。これはノーメンクラトゥラの利益を代表するLDLPの支配の時期の始まりである。当時LDLPはセイムで多数を占めていた。その代表が政府を形成したが、B. ルプスが数か月間首相を務め、その後ほぼ3年間、A. スレジェヴチウスが首相を務めた。LDLPのリーダーであるA. ブラザウスカスは大統領に選出された。

この時期、LDLPは、主として指導的スタッフ政策、国有財産の私有化、輸出・輸入とその分配の規制、以前に採択された法律の修正に関心を寄せた。国有財産の私有化が中止され、私有化された企業のトップにより有利な条件が創出されるように再編された。企業創設者(省)の役割が増大した。国家の支援は巨大企業が一時的に破産を避けるのに役立ったが、しかしこのことは国家予算と納税への実質的負担となった。

LDLPの支配した時期には、リトアニアの経済発展はラトビア、エストニアのそれに比べて相当に遅れをとり始めた(図2.2.3参照)。

LDLPの支配した時期の経済分野でなされた主要な前進の一つは、リトアニアの貨幣単位—リタス—の導入であった。後にリタスは、固定為替率でUSドルにペッグすることになった。この事実はインフレーション抑制の可能性を大いに高めたが、リトアニアのバンキングシステム改革が中止され、危機の前提条件が創出された。

LDLPの支配の特徴は、自らに忠誠を誓う経済組織の形成に努め、支持者と擁護者に多面的援助を与えることであった。このようにしてリトアニアには政府機関と経済組織の併合傾向があらわれた。A. シメナスによると、リトアニアではLDLPの支配の時期にノーメンクラトゥラに関係のない中・小規模の事業所、農家その他の経済組織を荒廃させるノーメンクラトゥラ資本主義が創出されつつあったという。

二. リトアニア経済の旧ソ連邦経済システムからの離脱

独立の回復直前には、リトアニア経済は完全に旧ソ連邦経済システムに統合されていた。独立の強化は、リトアニア経済の旧ソ連邦経済からの離脱とリトアニア経済関係に築かれた旧ソ連邦の独占的地位の廃止に関連していた。以下で考察するように、この離

脱は1990年3月11日に開始されたが、旧ソ連邦からの妨害やリトアニア側での新制度・法律の整備に時間を要し、やっと1992年末に完了した。

リトアニア経済を旧ソ連邦の経済システムから離脱させるには次のような主要な課題を解決せねばならなかった。

- (1) リトアニアの領土における旧ソ連邦憲法と法律の効力を停止すること
- (2) リトアニアの領土上で機能する政府機関、銀行、企業、裁判所、その他の組織をリトアニア政府機関に従属させ、その活動をコントロールできるようにすること
- (3) リトアニア領土上の財産をリトアニアの所有者に引き渡し、経済活動を規制するリトアニア法と規範条項を準備すること
- (4) リトアニアの国家予算を作成しその実現を保証すること
- (5) リトアニアのバンキングシステムを再編すること
- (6) ルーブルに代わる国民通貨の導入
- (7) 国境での経済的コントロールの保証

このような離脱のための主要な課題を解決するためにリトアニアで行われた決定・法律の制定を日程順に列挙すると、まず1990年には、

3月11日、「リトアニア共和国の独立の回復」法および「リトアニア共和国の暫定基本法（暫定憲法）」

13日、すべての国有企業、国家機関をリトアニア共和国の管轄権に移す法律

3月13日、リトアニア銀行新総裁の任命

3月22日、リトアニア共和国政府に関する法律の採択

23日、リトアニア共和国政府が成立

6月29日、最高会議はリトアニア共和国の独立回復法の100日間停止を宣言

7月29日、リトアニア共和国の予算作成法が成立（1991年1月1日発効）

8月21日、旧ソ連邦との国家間交渉のためのリトアニア代表団の結成

9月4日、最高会議はリトアニアの銀行の地位と資本財に関する法律を通過

10月2日、旧ソ連邦の代表団との間で諮問会議開催——決裂

「リトアニア共和国で営業する旧ソ連邦の銀行の所有権に関する」法律が採択

10月9日、関税に関する暫定法の採択

1991年になってからは、

7月29日、ロシア・リトアニアの国家間関係の基礎についての協定調印（ロシアは、
'92年1月17日批准）

8月25日、リトアニアでの旧ソ連邦の税関活動終了の決定（政府）

11月5日、通貨発行法の採択

1992年になると

7月2日、商業銀行法の採択

7月14日、国民通貨導入準備に関する最高会議決定

10月6日、最高会議はリトアニア共和国の暫定通貨－クーポン－の導入に関する法律
を採択（ルーブル流通過程から排除）

このような離脱の進行過程で生じた重要な両国の攻防について二、三触れておきたい。一つ目は、「独立の回復」法採択約1カ月後に旧ソ連邦によって断行された経済封鎖である。リトアニアの独立が強化され、リトアニア経済の旧ソ連邦経済からの離脱が確実なものとなるためには、リトアニア共和国最高会議の決定が旧ソ連邦によって有効と認められ、論争問題が相互交渉によって解決されねばならなかった。旧ソ連邦当局は、最高会議の決定が無効であると宣言し決定の撤回を要求した。同最高会議は、リトアニアの国家としての地位を強化させる法と決議を可決し続けた結果、4月16日に旧ソ連邦当局はリトアニアに対して公式の経済封鎖を断行した。以下の決定が下された。(1)リトアニアを世界の国々から孤立させる。(2)リトアニアへの供給を削減し、旧ソ連邦の経済組織とリトアニアの経済組織の關係に制約を加える。(3)エネルギー・鉄道・港湾システムと銀行の活動を封鎖する。(4)国境経由の輸送、国際通信を制限する。軍事施設には封鎖の実施が要請された。

二つ目は、1990年の後半から活発化するリトアニアの政策への介入とリトアニアの対抗処置である。旧ソ連邦当局は、リトアニアへの政治的・軍事的・経済的圧迫を加えただけでなく、リトアニア共和国の領土に立地する経済組織の活動をさらに支配するために、最高会議によって行われた決定を公然と無視しようとした。例えば、旧ソ連邦当局によって採択された1990年10月23日の決定は、かつて旧ソ連に従属した企業のトップは、旧ソ連邦労働者と雇用契約を締結すべきだと要求した。また1991年7月11日の旧ソ連邦原子力エネルギー省の指令は、イグナリナ原子力発電所で生産された全電気エネルギー

は旧ソ連邦の同省部局に販売すべきだと要求した。リトアニア共和国政府は、8月23日の決定で旧ソ連邦の決定に抗議し、イグナリナ原子力発電所当局はリトアニア共和国の法律を順守し2週間以内に法によって定められた手続で企業登録を行うべきだと要求した。

三つ目は、旧ソ連邦の弱体化が顕著になるにつれて、リトアニア側が旧ソ連邦を見限り交渉相手を権力を強めつつあったロシアに見い出したことである。1991年7月29日にロシア・リトアニアの国家間関係の基礎についてのリトアニア側に有利な協定の調印が行われた。この協定の批准が行われた日（1992年1月17日）、両国の首脳、即ち、ボリス・エリツィンとヴィタウスタム・ランズベルギスは、特別の強調点をリトアニア共和国の領土からの旧ソ連邦軍隊の撤退と経済的取引関係の発展に置きつつ、協定実施の方向性の展望を論じた。これらの協定は困難があったけれども調印され実施された。

最後に、新憲法の成立と最高会議の解散とについて触れ本項の締めくくりとしたい。リトアニア共和国の新憲法草案は、最高会議の解散の直前に同会議によって承認された。同憲法は1992年10月25日の国民投票で採択された。1992年10月29日最高会議は、リトアニア共和国のセイムの回復に関する法律を通過させた。同法は、リトアニア共和国の立法府は新憲法に従ってセイムという名称を得ると宣言した。その任期を残しつつその使命を全うし、最高会議は最高権力の地位を1992年10月25日に選出された国会に引き渡した。

三、企業活動の再編

経済改革が行われる以前にリトアニアで支配的であった中央集権的な経済管理システムは、本質的に企業の独自性を制約し、利潤の固定的分配のために企業に利潤を増やそうとする刺激を与えなかった。経済改革の最も重要な目的の一つは、中央集権的管理システムを廃止し経済組織のイニシャティブを覚醒し資源の合理的な使用の前提条件を確立することにあった。

1990年5月8日、新しい企業法が採択されこれによって中央集権的計画化と管理のシステムが変化し始め市場経済への移行が始まる。同法は、リトアニア共和国で永続する経済活動に従事する権利を定め、新しいタイプの企業⁽⁵⁾を合法化した。新しいタイプの企業の合法化は、かつての国有企業の独占を廃止し、经济管理の国家独占を変更する可

能性を高めた。

同法の企業と国家組織間の関連を定めた条項が特に重要視されている。というのは、その条項が企業は自律的に機能し、国家権力組織の管理と命令は強制的であってはならない。国家組織は特別な場合を除いては、企業業務を管理したり、あるいは行政的方法で企業活動を把握する権利を持つべきではないと定めている。同法は、国家組織が経済活動に参加することを認めた。その際に、同組織には企業が引き受けた義務を履行できるように、企業に対する同組織の裁量権の範囲内で、企業に原材料と資金を配分する権利が認められた。

1990年7月30日、リトアニアの経済にとって特別に積極的な役割を演じる株式会社法が採択された。同法は、新しいタイプの企業を公認し、この種の企業は迅速に支配的存在となっていく。同法は、最初の詳細な法律で、これに基づいた株式会社が設立され、管理構造がつくられ、株主間の複雑な関係が解決され、企業活動が組織化された。

国有財産の誤用を避けるために、国有財産の私有化法が効力を発する以前（同私有化法は1991年2月28日に採択）には、国有企業・団体・組織・農場、集団農場その他の国家組織が株式会社の設立者となることを禁じられた。この期間中には、私人および個人企業のみが株式会社設立の権利を有した。従って、同私有化法が効力を発した後も固有企業はリトアニア経済の中で支配的地位を保持し続け、この状況は国有財産の私有化プログラムが部分的に実施された1992年末まで継続した。

1990年7月31日、リトアニアでの企業登録の手續を規制するリトアニア共和国企業登録法が採択され、1990年8月1日から発効した。同法は、すべての企業（新企業、既設企業）の登録を義務付けている。その効力発効後は、企業勘定をリトアニア共和国の管轄権の範囲に入れることができるようになるために、同法は極めて重要である。

1990年9月25日、新国有企業法が採択された。同法は、リトアニア経済の根本的転換に対して重大な影響を及ぼした。同法は国家（地方政府）によって提供された資金で設立される国有企業の創設、再編、清算、管理、金融その他の商業活動の基礎を定めた。同法は、特別に重要な規則として、その名目価値が企業の公認資本の50%を超えない有価証券の発行権を企業に認めている。発行株式の価値が公認資本の20%を超えた場合には、国家企業は国家株式会社の地位を得る（国家権力組織および国家管理に属する組織は、国家および国家株式会社の株式購入を禁じられている）。このようにして新しいタ

イブの企業——国家株式会社——が公認された。

公認資本を増やすために、国有企業は私的株式資本を引き寄せることができる。もしも私的株式資本が国有資本を超える場合には、国家株式会社は6カ月以内に国有企業あるいは有限会社に再編されねばならない。

国有企業には、自らが所有する国家資本および株式資本のすべてを利用する方向と方法を決定し、貸付契約を締結し、企業の中核組織と営業組織を決め、副次組織の編成、各部門の地位を定め、価格やその他のノルムがリトアニア共和国法に従って国家によって規制される場合を除いて、生産物・サービス・その他資源の価格、コスト、料率、賃金体系の設定を行う権利が認められた。

新法によれば、国有企業の管理は株式会社のそれに類似していた。企業の行政権は、監査役会議の選挙結果に決定的影響力をもつ企業の従業員か株主に属した。企業株の50%以上を所有した企業の創設者（つまり国家）は、監査役会議にただ一人の代表者を任命する権利しかなかった。株主には、株式会社に投資した株式資本の総額がどれだけかにかかわらず監査役会議の3分の2の議席が与えられた。株主が企業株の5%から20%を所有する国有企業では、株主には監査役会議の議席の3分の1が留保された。株主が株式の5%以下しか保有しない国有企業では、監査役会議の2議席を除く全議席を従業員が占め、2議席は創設者と株主に留保された。

では監査役会議はどのような権限を持っているのであろうか。同会議は、役員会の議長その他のメンバーを任命ないし解任し、役員会の活動および金融資産の活用、利潤の分配を監視・分析し、バランスシートと在庫報告を検査する。つまり、監査役会議は、企業の行政をコントロールするという重要な役割を演じた。しかし、このような重要な役割を担う会議に、会社の創設者である国家はただ一人の代表しか任命できなかったのである。

ところで、同法は多くの点で首尾一貫していないという欠点をもっている。例えば、企業活動が明らかに杜撰である場合でも、企業の主要な所有者である国家は、その活動に介入する権利を持っていない。国家株式会社の株式の20~50%を所有し監査役会議に議席の3分の2を占める株主が企業への完全なコントロール権を握っている。国家が株式資本を51%まで増加させた場合、監査役会議への株主代表数を半分だけ減らし、国家の任命できる監査役会議の議席数は、1議席から6分の1議席とすることができる。し

かし、企業集団によって任命される代表のために留保される議席数は3分の1のみである。

企業の株式の99%を獲得した人は、監査役会議の議席の3分の2以下を任命することができる。しかし、この規則は、株式会社の営業に対して完全なコントロールを及ぼしたいと考えている外国投資家にとっては特に不利である。

以上考察してきたような特徴をもつ企業法は、私的な経済関係の発展を促す積極的な側面を評価されながら、国家のコントロール権が及ばず、国有財産が盗奪される否定的な側面をもたらしたために、悪法の1つとして評価され、1994年に株式・国家企業についての新法の採択とともに廃止されてしまった。

1990年10月16日には合資会社法が、1991年12月10日には小企業法が採択され、さまざまなタイプの企業設立の条件が創出された。

リトアニアでは、中央集権的資源供給、生産物分配システムがどのようにして崩壊していったかを概観して、本項の締めくくりとしたい。

まず最初にその契機となったのは、皮肉なことに旧ソ連邦によって断行された経済封鎖であった。同封鎖によって国家供給システムから供給される物資の減少は、生産物を販売したり、企業に原材料を供給する私的仲介業の形成を促進した。旧ソ連邦から国家供給機関への資源の日常的供給が異常になって行くにつれて、巨大企業が同機関から支給されるサービスを拒絶し、必要な原材料供給者との直接契約の可能性を探求し始めた。中小企業では、私的仲介業者によって供給されるサービスを利用した。

そこで国家は、国家供給システムを維持するために国家注文方式を採用した。これは、1990年7月25日の政府決定によって行われた。しかし、実際にはこの方式は、中央集権的計画化と生産物分配方式を掘り崩すことになる。というのは、国家注文によって企業はある資源の処理、交換、取引が可能となったが、国家注文に基づいて旧ソ連邦企業およびリトアニア企業から受けとる中央集権的配分の資源が減少するのに伴って、企業はますます国家機関からの離脱に傾いていくからである。行政的注文と定義され、経済的に役立たない国家注文の実践は、リトアニアでは1992年で終了する。

競争条件が創出され、独占的機関の杜撰な管理が制限されることは、企業活動にも、企業間関係にも、特に顧客との関係にも決定的影響を及ぼす。このために1992年9月15日、競争法が採択された。同法は、指導的地位悪用のコンセプト、不正直な競争概念、

競争のコントロール機構、競争法違反に対する経済組織の責任を定めた。

四、価格改革

独立の回復（1990年3月10日）以後にもリトアニアは中央集権的価格決定メカニズム、即ち、資源・生産物・サービスのゆがめられた価格構造及びそれに対応した経済と消費システムを受け継ぐことになった。

価格改革の主要目的は価格がさまざまな種類の生産物・サービスに対する相対的需要を真に反映するようにすること。また価格が生産者にとっても消費者にとっても基本的に信頼出来る情報源となり合理的経済活動を行えるようにすることであった。

しかし、私的部門の比重があまりに小さく、大規模国有企業は省に従属しかつ経済的に有力な特殊利害を有していたために、一度だけの決定に基づいて一気に中央集権的に決定される価格から市場価格への移行することは不可能であった。さらに、価格改革はリトアニアの経済構造がその主要な経済的パートナー——旧ソ連邦——のゆがめられた価格水準と構造に順応させられているという事実によっても、制約された。例えば、リトアニアの改革の直前にはリトアニアの燃料・エネルギー価格は、旧ソ連邦全体におけると同様に比較的安価であった。そこで、エネルギー資源の価格を西側の水準まで一気に増大させると、その生産上エネルギーに依存している企業を倒産に追いやるだけでなく全般的な経済的・社会的危機を惹起しかねなかった。この状況を緩和するには企業の構造変化と経済的関係の確立のための時間が必要であった。リストラクチャーの期間は、利用可能な投資額に大きく依存する。

価格改革の過程は条件付で、以下の三段階に分けられるという。

その第一段階は、1990年3月11日から1991年のはじめまで続いた二頭政治の時期に当たる。1990年6月26日、国家機関によって規制される価格と市場価格が機能することを承認する「価格に関するリトアニア共和国法」が採択された。と同時に、価格規制を行うリトアニア人の権利が公認された。

価格法に従って、ある製品とサービスの最高価格或いは最低価格を定めることによって、政府は価格を規制しなければならない。国家との取決め或いは国家買上げ手続に従って生産されるか供給される製品およびサービスも、政府は定めることになる。物品税を決めるとか同税が課せられる製品リストを作成する権利、市場価格の機能を終了させた

り制限する権利も、国家は容認される。

政府は、1990年11月1日までに、価格法の実施プログラムを最高会議に提出する義務を負った。価格法は抽象的であり、価格政策問題の解決は政府の仕事となった。価格法の公式の実施プログラムが準備されなかったこともあり、法律が採択されてもリトアニアの価格変更にさしたる影響を及ぼさなかった。価格改革の第一段階では、価格改革分野での一般的宣言以外に実質的改善は何もなかった。

価格改革の第二段階は、1991年の初めにはじまり、1991年11月13日までの時期である。この期間中政府は、価格水準の構造的変化に直接影響を及ぼす決定を可決させ、活発な価格政策を実施した⁽⁶⁾。

1991年1月31日、政府はある決定を下したが、これによると商業価格で商品を販売する商業組織は獲得した差額を政府が定めた割合でリトアニア財政資金ファンド、自治体予算、製品生産企業に引き渡し、獲得した差額の10%しか自らは確保できなかった。だが、この決定の実施は満足いくものではなかったといわれる。というのは、商業企業は小売価格で商品を売ると宣言しながら実際には商業価格で販売したからである。

1991年2月2日、リトアニアに輸入される商品に対して旧ソ連邦によって課せられる追加税に応じて政府はある決定を下した。類似した5%の追加税が旧ソ連邦に輸出される商品に対して賦課された。

1991年の初めに、食料品のためにリトアニアで緊張状態が発生した。ラトビアとエストニアでは農産物の卸売価格も小売価格もリトアニアのそれらよりも相当に高くなった。旧ソ連邦では食料品の公式価格は高くなかったとはいえ、国家によってコントロールされていない市場では食料品不足は高価格を招来した。このことで生産者は、リトアニアから食料品を輸出するように促された。他方で、価格の差異を見守り、卸売価格の上昇を待っていた農業企業と農民は、農産物を国家に販売することを殆んど止めてしまった。政府は、これに対抗する決定を下した。リトアニアの食料品小売価格は平均で2.8倍増加し、人々の食料品への支出を部分的に補償することが計画された。国家は、小麦粉およびその加工品、肉、ミルク、砂糖、アルコール飲料、タバコの小売価格を定めた。食料品の国家卸売価格は、殆んど近隣諸国（エストニア、ラトビア）の水準まで上昇した。

政府は、1991年3月25日に食料品を町や都市に供給する目的で、国家に100ルーブルの価値で売った農産物を住民が70ルーブルで購入できるようにする決定を下した。人々

は自由通貨を獲得しており、商店は半ば空っぽであったので、この決定は強いインセンティブを与えた。食料品や別の種類の農産物を輸出する免許制が導入された。一度の価格値上げで生じた人々の貯蓄の減価を部分的に補償する決定を政府は下した。住民には最低価格で食料品を購入できるクーポンが与えられた。公式価格で食料品を購入するのにどんな制約もなかった。企業労働者の食料獲得に補助金を出し、学生を支援する対策などもとられた。かくして、価格の値上げに備える万全の作業が行われた。政府は社会的影響が出て苦痛を最小化するような配慮を行なった。

1991年6月24日、政府は、食料品価格と消費財価格の調整をするため国有企業が獲得した追加収入が国家への資本税と取引税をインデクスした後で国家に支払われる資本利用利子と賃金の増大をカバーできる程度まで、その製品価格の値上げを義務付ける決定を下した。企業の製品価格の増大は、利用しうる資本の収益性の15%までに制限された。しかし、この制限の経済的論拠を把握するのは困難であるし、さらにコントロールのメカニズムは有効に働かなかった。事実、この決定は、企業がその価格を市場価格水準まで増大さすことを促した。かくして、企業は、相当な賃金引上げだけでなく、巨額の利潤の獲得が出来た。また、予算への歳入も増加し、サラリー引き上げの可能性も生じた。

1991年6月27日、価格引き上げで生じた住民の追加的な支出を補償する決定を政府は可決した。政府は、予算の影響を受ける企業の収入、年金、社会的支払の増加も決定した。

1991年末、旧ソ連邦の解体後、ロシアは旧ソ連邦に属した国々との経済的関係を再組織化した。ロシアに売却される製品の価格、ロシアから購入される製品の価格（燃料・エネルギー価格を除いて）は、国家間協定に従って固定化されたが、特別に高いインフレーションのためにそれら協定価格は若干の期間内に市場価格よりもはるかに低いものになってしまった。そこで生産者は、彼らの製品を低価格で販売することに関心を示さなかったので国家間協定は不十分にしか履行されなかった。ロシアは、リトアニアからの食料品の引き渡しにきびしい税制を実施し、引き渡しが順調に進まない場合には石油の供給を妨害した。当時は、食料品・肉の主要コストが特にその現実価格を大きく上回ったので、政府はロシアに引き渡される食料品に補助金を出さねばならなかった。

かけ足のインフレーション、ルーブルの購買力の低下、巨大なルーブルの余剰のためリトアニアの商品不足は深刻化した。1991年7月17日、商品輸出を制限するために、政

府は商品購入総合クーポン導入の決定を下した。従業員は、サラリーと平行してそれに比例した一定額の総合クーポンが、年金・社会保障・補助金受給者にも政府の決定したノルムに従ってクーポンが支給されることになった。

やっと、1992年10月6日に最高会議は、ルーブルを国内貨幣から追放し、総合クーポンをリトアニアの一時的通貨と定める法を採択した。これは、総合クーポンの導入が一時的にルーブル紙幣の必要性を減少させルーブルで売られる商品価格に対してと同様にインフレーションに対しても有利な条件が創出されたことを評価したからであろう。

政府が価格と関税の自由化の決定を下した後1991年11月13日に、価格改革の第三段階が始まった。リタスの導入までの1年間半の期間である。価格および関税を規制する暫定手続によれば、貴金属、宝石用原石、国家が処分権をもつ燃料およびエネルギー資源の価格、木材、土地、国家の注文に割り当てられる農産物・国家および公共輸送サービス・国家の住宅供給ファンドや家々のリース代金・水供給・汚水サービス料金・必要食料品価格は政府によって設定された。しかし、それ以外の製品価格の自由化、殆んどコントロール出来ない減価したルーブルの巨額の流入、総合クーポンの発行とその価値の低下、価格をつり上げることで経営問題を解決したいという企業の欲望、減価した通貨を出来るだけ速やかに支出しようとする企業や人々の利害、これらすべてが価格上昇を刺激し、ついにインフレーションスパイラルに翻ろうされることになる。1992年、インフレーションは1180%に達し、この年は天井知らずのインフレーションの年と呼ばれた。

1992年の末には、燃料・エネルギー資源価格の急騰が価格の構造的変化を引き起こした。人々の低所得のために多くの消費財や食料品価格の引き上げは困難であった。経済的危機の社会的影響を食料品価格の値上げ抑制で緩和しようとする政府の努力は、農産物生産者に否定的影響を及ぼした。旧ソ連邦の旧共和国（特にロシア）の経済組織との清算が狂わせられたために農産物を加工していた企業は、農民に債務を負った。混乱した企業間の清算システムは、あらゆる種類の悪習に有利な条件を創出した。

企業間の債務問題を解決しようとする政府とリトアニア銀行の努力は殆んど役に立たなかった。生産が減少し、国家予算や社会給付予算への収入が減少した後、1991年末まで機能した社会的支払システム・賃金システムと価格上昇との調整はなされなかった。賃金・サラリー、社会的支払は実際に徴収された貨幣に応じて増大したけれども、価格上昇を補償するには十分でなかった。

1993年6月25日にリトアニアの国民通貨——リタス——が導入された後、インフレーションはかなりコントロールされはじめた。それは当時使用されていた暫定通貨——総合クーポン——にとって代わった。はるかに緩慢であったが価格上昇は停止しなかった。西側諸国との経済的境界の自由化とドルにベックされたリタスは、リトアニアの価格が西側諸国のそれに接近する条件を創出したといわれている。

五、私有化の進展

リトアニアの独立が回復された日（1990年3月11日）に、リトアニア共和国の暫定原民法（つまり暫定憲法）が採択された。リトアニアの経済システムの基本はグループ（集団）および国有財産に一体化されたリトアニアの国民の私的所有権からなるリトアニア共和国の財産である。法はリトアニア共和国はすべての財産所有者がリトアニアの法に従い、所有権によって自らに属する財産の運用・管理・処分を行う可能性を保証した。リトアニア共和国法によれば財産所有者は自らの所有権を行使するために他人を雇う権利を持ち、法的に同一の防衛的方策をとれる。

私的部門がリトアニア経済で機能できるためには、同部門がどのような方法で国有財産を占有すべきかを決定する必要がある。2つの主要な形態が使用された。一つ目は現存の実体財産を以前の所有者へ返還する方法と、二つ目は国有財産の私有化である。

前者について見ると、1991年6月18日に、現存の実体財産の所有権回復の手續に関する法律が採択された。法律は、旧ソ連邦の法律の下で国有化されたかもしくは非合法的に公有化された財産、さらに現行法が制定された日に国・公的組織或いは協同組織（企業）もしくは集団農場の財産と見做されていたものに対して、リトアニア共和国の市民の所有権を回復する手續と条件を公認した。所有権は、土地、森林場、経済的目的および住居として使われている構築物に対しても回復されねばならなかった。この法律の実施は特に複雑であった。住居および土地に対する市民の財産権の回復は1995年までには完了しなかった。

リトアニアの大衆私有化は1991年9月に開始された。住民には国有財産か或いは株式を購入できる投資小切手が与えられた。私有化の開始時に投資小切手の総額と人々の手元に蓄積されていた現金は合わせて13億1300万リタスであった。これらの資金は、国有財産（企業・生産手段・土地・家屋）、国有アパート、農業企業（集団農場）を私有化

表 1.1.1 国有財産の私有化（1991年9月1日～1995年9月30日）

| | 対象物件の数 (単位) | 資本額 (100万リタス) |
|--|----------------|------------------|
| 1. 総国有財産（予算制約下の企業，アパート・ファンド： 農業企業を除く） | 8,044 | 16,547.4 |
| 2. 私有化を計画した財産 | 6,644 | 9,877.1 |
| 総財産に占める割合（パーセント） | 82.6 | 72.9 |
| 3. 私有化された総財産 | 5,710 | 3,491 |
| 総財産に占める割合（パーセント） | 71.0 | 25.8 |
| 私有化を計画した財産に占める割合（パーセント） | 85.9 | 35.3 |
| 〈内訳〉 | | |
| 株式購入による私有化 | 2,923 | 2,627.7 |
| 私有化された財産に占める割合（パーセント） | 51.2 | 75.3 |
| オークションによる私有化 | 2,726 | 79.1 |
| 私有化された財産に占める割合（パーセント） | 47.8 | 2.3 |
| 入札による私有化 | 15 | 499.3 |
| 私有化された財産に占める割合（パーセント） | 0.3 | 14.3 |
| 自由に交換可能な通貨での私有化 | 46 | 27.6 |
| 私有化された財産に占める割合（パーセント） | 0.8 | 0.8 |
| 政府の許可のもと従業員によって購入された国有財産 | 716 | 257.3 |
| 私有化された財産に占める割合（パーセント） | 12.5 | 7.4 |

〈出所〉 A. Šimenas; (1997b), p. 63.

するために使用された。

表 1.1.1 には、1991年－1995年の期間中の国有財産の私有化についてのデータ（アパート、農業企業、土地を除く）が示されている。私有化計画によれば、国有資本の72.9%または全国有経済組織の82.6%が私有化されることになっていた。全国有資本の25.8%が、1995年の後半の時点で私的部門に引き渡されていた。私的部門は、国家に所属した経済組織の71%に及ぶ支配株或いは支配株のある部分を獲得した。

最も普及した国有資産私有化の手段は企業株の購入であった。この手段で、総国有財産の75.3%が私有化された。財産の14.3%は入札によって私有化された。私有化を予定された全対象物件のほぼ半分はオークションで私有化されたが、価値額で見るとそれは私有化される総国有資本のわずか2.3%にすぎない。自由に交換可能な通貨での国有財産

の私有化は大したことでなかった。46対象物件が売却され、この総価値は私有化された全財産の1%にも達しなかった。国有財産の相当部分（私有化された財産の7.4%）が——最初の私有化法には従業員に適用されることになっていなかった——彼らの所属する企業の株式を有利な条件で買取ることを認めることで企業の従業員に譲り渡された⁽⁷⁾。

全体としての私有化過程およびさまざまな部門における私有化過程の推移が表1.1.2, 図1.1.1, 図1.1.2に示されている。国有財産の私有化は、1992-1993年の期間に最も集中した。この期間に、全対象物件の27.7%と15.2%, 全国有資本の9.3%と9.7%が私有化された。1995年には、私有化の進展の後でも企業をコントロールできる大口株が国家の手元に残されていたが、それらも含めて最大企業が私有化されはじめ、9月

表1.1.2 1991-1995年期間中のリトアニアの国有資本の私有化

(国有資本：単位1000リタス)

| 項 目 | 総企業数 | 私 有 化 (%) | | | | | |
|------|------------|------------|--------|--------|--------|--------|---------------------|
| | | 1991-1995年 | 1991年中 | 1992年中 | 1993年中 | 1994年中 | 1995年中 (9月30日まで) |
| 総対象数 | 8,044 | 70.9 | 10.5 | 27.7 | 15.2 | 10.2 | 6.8 |
| 国有資本 | 13,547,380 | 52.0 | 1.2 | 9.3 | 9.7 | 8.3 | 23.3 |
| 工業 | | | | | | | |
| 総対象数 | 975 | 92.8 | 5.5 | 26.7 | 22.8 | 16.0 | 11.5 |
| 国有資本 | 7,669,610 | 70.4 | 1.3 | 9.2 | 10.4 | 11.5 | 37.6 |
| 運輸 | | | | | | | |
| 対象数 | 298 | 54.0 | 1.7 | 19.8 | 17.8 | 9.4 | 5.4 |
| 国有資本 | 222,380 | 10.7 | 0.2 | 7.2 | 3.7 | 1.4 | 2.7 |
| 建設 | | | | | | | |
| 対象数 | 704 | 85.1 | 7.2 | 37.1 | 23.4 | 10.8 | 6.5 |
| 国有資本 | 561,900 | 85.2 | 3.2 | 34.4 | 28.2 | 12.6 | 6.8 |
| 商業 | | | | | | | |
| 総対象数 | 2,533 | 68.7 | 8.9 | 36.6 | 11.1 | 7.3 | 4.1 |
| 国有資本 | 508,750 | 59.3 | 2.8 | 30.2 | 10.9 | 7.7 | 5.1 |
| 対象数 | 1,139 | 87.2 | 39.1 | 30.8 | 10.5 | 4.6 | 2.0 |
| 国有資本 | 84,550 | 83.1 | 16.4 | 14.6 | 14.6 | 9.1 | 11.8 |
| その他 | | | | | | | |
| 対象数 | 1,612 | 65.4 | 2.7 | 19.0 | 18.9 | 13.5 | 11.3 |
| 国有資本 | 1,402,450 | 32.9 | 0.3 | 8.6 | 14.9 | 6.7 | 6.2 |

(出所) A. Šimenas; (1997b), pp. 64-65.

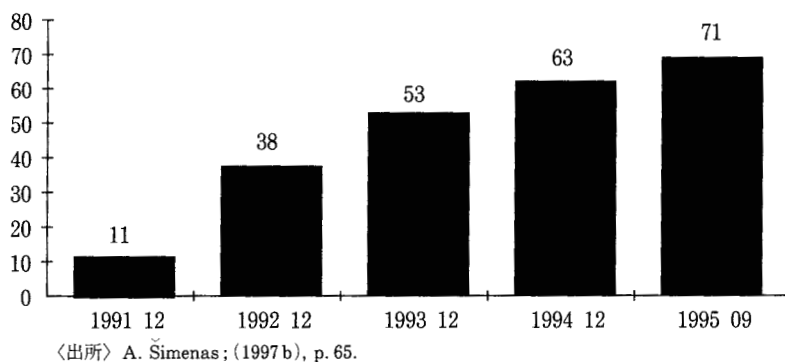


図 1.1.1 経済組織の私有化の進展 (1991-1995年)
(国有対象物件に占める割合) 単位：パーセント

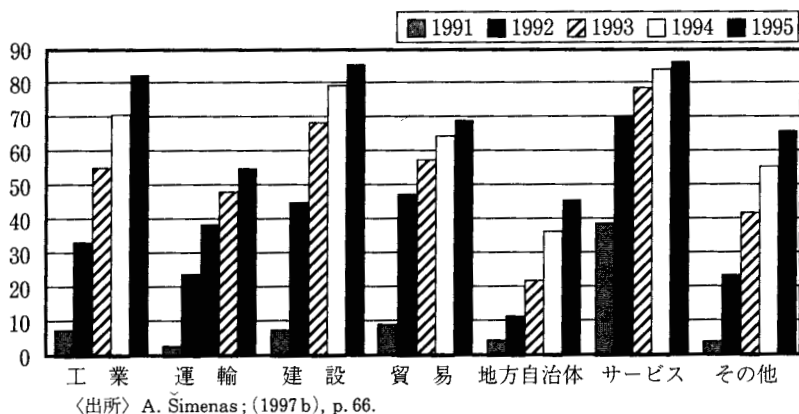


図 1.1.2 経済組織の私有化の進展 (1991-1995年)
(国有対象物件に占める割合) 単位：パーセント

末までで国家資本の23.3%が私有化された。

1995年末にまでに実施された急激な私有化の進捗によって、リトアニアの経済における国家と私的部門の比率は根本的に変更した。

対象物件の側面から見ると、私的部門は地方公営部門を除くすべての経済分野で支配的となった。国家は、工業・建設・サービス部門で全経済組織の10%をこえる部分を直接的に支配することになった。私有化された企業の資本は、主要な経済分野、例えば、工業で70.4%、建設で85.1%、サービスで83.1%と優勢となった。

経済組織数はその70.9%が私有化され、その価値総額は全国有資本の約52%となったが、そのうち国家に属する財産の26%だけが私的所有となった。つまり私有化された企業中のほぼ半分の資本は国家所有に残った。けれども私的部門は、圧倒的多数の企業で支配的大口株を所有し、それらの企業活動をコントロールするようになる。

資本のうち約10-20%は、戦略的国有対象物件において私有化された。企業の大口支配株を国家が所有している場合でも、これら企業が私有化を予定される企業リストに含まれている。国家は、多くの私有化された企業で50%を超えないが、多くの資本シェアを占めている。私有化のこのような特性と会計処理によって、表1.1.1と表1.1.2で示されている国有資本の私有化度、25.8%と52.0%の差異が説明できる。

1994年の初めには、国有財産の私有化で決定的な役割を演じる379の投資株式会社が登録されていた。これらの会社は、自らの株式を販売することによって、私有化される企業の株式を購入するために支出できる投資小切手のため込んだ。これらの会社は、1993年末までに29000万の投資小切手と自らの自由になる別の資本を使って、83の対象物件（私有化される全対象物件中の18%を占める）の私有化に参加し、1億6900万リタス、或いは私有化される国有資本の39%を手中にした。

以上がリトアニアにおける私有化の進捗状況である。それでは、以上の私有化とその到達点をどのように評価すべきであろうか。A. シメナスは、国有財産の大衆私有化をあらゆる欠点と困難さにもかかわらず、国有財産を私的部門へ移転さす手段として正当であったと肯定的に評価している。しかし同氏も述べているようにリトアニアの大衆私有化には次のような本質的欠点があった。つまり、投資小切手市場が有効に機能せず、資金が国有財産の私有化過程でさまざまな社会階層間に再配分されなかったこと。大多数の人々は、殆んど無償で国家から受け取った投資小切手を売却し自動的に国有財産への請求権を放棄しただけでなく、国有財産に対して取得の資格がある資金的補償への請求権をも放棄し、それらの財産は、社会の少数者の所有に帰することとなった。

さらに問題は、このような少数者の手中に入った企業の経営状況である。A. シメナスによれば、内外の条件が不利であったというけれども、企業管理者が生産市場やサービス市場の要求に積極的に応えたかどうか疑問であるという。特に生産企業の場合、生産物の品質改善への努力がどれ程真剣にはらわれたかが問題となる。この点に関連して、A. シメナスも、企業私有化後も、生産手段も技術もスタッフの資格も作業の

やり方も旧態依然としていると述べている⁽⁸⁾。

第I節 注

- (1) 本節の記述は、A. シメナスの見解に負うところが大きい。A. Šimenas; (1997a), pp. 17~62. *ibid.*, (1997b), pp. 63-87.
- (2) A. Šimenas; (1997a), pp. 32~36.
- (3) A. Šimenas; *ibid.*
- (4) その理由としてA. シメナスは以下のことを挙げている。(1)リトアニアの企業は、1~2カ月間は持ちこたえられる原材料予備を貯めていた。(2)旧ソ連邦の組織は、リトアニアで製造される製品を必要としていたので、リトアニアの経済組織と関係を断つことに利益を見出さなかった。A. Šimenas; *op. cit.* p. 38.
- (5) 新しいタイプの企業とは、個人・協同・有限・株式会社（公有および私有）、国有企業、農業会社のことを指す。A. Šimenas; *op. cit.* p. 42.
- (6) しかし、A. シメナスは「1991年の価格構造にはどんな根本的変化も起こらなかった。……価格の構造的変化は、1993年のリタスの導入後はじめて本質的影響を受けた」（A. Šimenas; *op. cit.* p. 53.）と評価している。
- (7) 従業員の株式所有については、とりあえず、下記の文献を参照のこと。N. Mygid; (1997). この論文は、リトアニアと他のバルトニカ国の私有化過程の相違、つまりなぜ一時期従業員所有がリトアニアでより優勢だったかが解明されていて興味深い。
- (8) A. Šimenas; (1997b), p. 67.

第II節 リトアニアの経済状況の推移

戦間期（第一次世界大戦終結時から第二次世界大戦勃発まで）、リトアニアは世界経済に高度に統合されていた。1918年のロシアからの独立に続いて外国貿易は急速に拡大し、1920年代後半までに西欧の占めるシェアは、リトアニアの輸出・輸入の80%近くまで達していた。と同時に、ロシアの占めるシェアは、同国のアウタルキーを旨とする外国貿易政策をかなりの程度反映して沈滞していた。けれども中央集権的計画化の下でこの過程は完全に逆転する⁽⁹⁾。連邦を1つの経済編成単位として取扱うことで緊密に結び合った経済発展がソビエトの計画当局によって展開され、その結果実質的な共和国間貿易が発展したが、ソビエトブロック圏以外の国々との貿易は相対的に縮小した。1980年代の後半までに、ロシア、バルト諸国、その他の旧ソ連邦の共和国との貿易は、リトアニア

の外国貿易の80%以上を占め、さらに、旧コメコン加盟諸国との貿易が約10%のシェアに達した。かくして、西側諸国とのリトアニアの貿易は殆んど取るに足りなかった。

世界経済への再統合は、市場経済への転換を図るリトアニアの中心的課題である。伝統市場の喪失と交易条件の急激な悪化によって生じたはげしい貿易ショックへの対応に続いて、1991年に、リトアニアは、IMF、WB、その他の国際組織、債権者によって支持された野心的な安定化と改革プログラムに着手した。このプログラムの下で、貿易政策の改革には重要な役割が割り当てられた。つまり、同改革は、輸出主導型成長を鼓舞し、経済の再活性化のための資本財輸入を促進するために、経済を開放し外国貿易の方向転換を目指した。この戦略は、価格改革と並行してリトアニアの貿易と為替制度の相当の自由化を伴ったが、その狙いは国内価格と世界市場価格の調整にあった。同時に、西欧市場へ大きく接近するために重要な努力が払われ、またリトアニアの伝統的な貿易パートナーとの関係をより予測可能な市場に関連した基盤に乗せる試みもなされた。

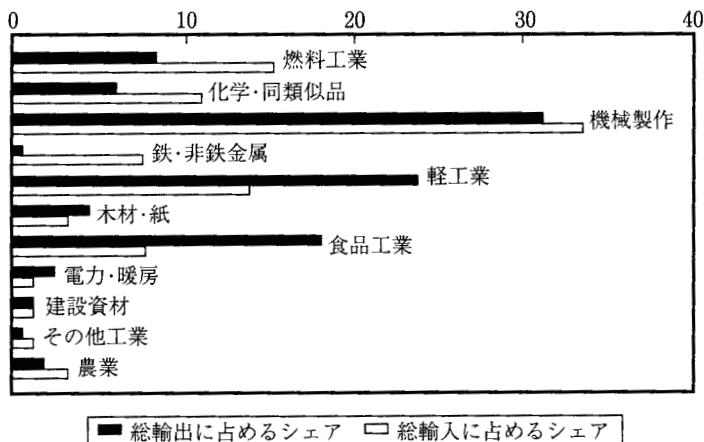
一、改革期以前（1990年以前）の外国貿易と生産構造

リトアニアが1991年に独立を回復する以前、リトアニアは旧ソ連邦の計画化過程に完全に統合されていた。中央集権的に決定された価格での資源配分、共和国間の貿易の調整、ソビエトブロック圏外との貿易関係の管理といったすべての重要な決定はモスクワで行われていた。自然資源の賦存が制限されていたが高度の技術をもった労働力があるリトアニアには技術的に進んだ生産物を生産する役割が与えられていた。かくして、リトアニアでは主として機械製作、金属加工、軽工業、化学工業に特化するような生産構造が発展した。それに加えて、食品加工がリトアニアの農業生産者としての伝統的役割を反映する重要な役割をはたした。リトアニアの純物的生産（NMP）の3分の1以上のシェアをもつ工業部門がリトアニアで最も重要であり、農業と建設がそれに続いた。旧ソ連邦の純物的生産に占めるリトアニアのシェアは、わずか1.5%にすぎなかったが、輸出、輸入は総共和国間貿易の約3%に達した。原材料とエネルギーを外国に大きく依存しつつ、リトアニアは何よりも原始財と中間財を輸入し、最終財と加工食品を輸出した（図2.1.1参照）。

旧ソ連邦の共和国と同様に、多くの企業は巨大で平均800人以上の従業員を雇用した。同企業のうちほぼ600は、直接モスクワによってコントロールされた全連邦企業であり、

旧ソ連邦市場で独占的もしくは寡占的地位を保持した。エネルギー、化学ないしは機械製作のような工業部門では、同企業は主として国内市場向けとしてよりもむしろ他の共和国向けに生産を行った(図2.1.2参照)。

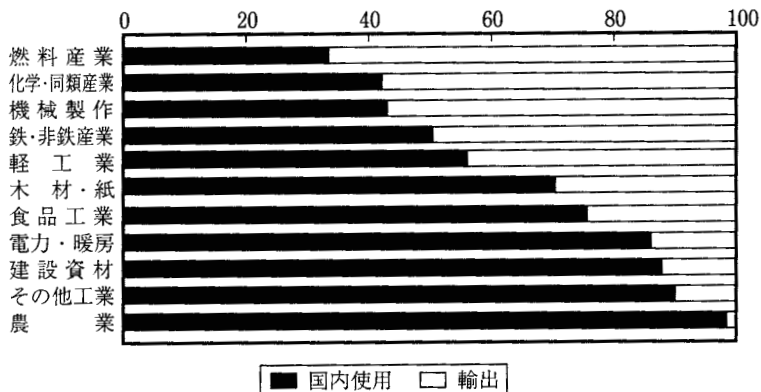
このような緊密な連結の結果としてリトアニアの外国貿易は、殆んど旧ソ連邦との間



〈出所〉 J. Čičinskas et al.; (1997), p. 351.

図 2.1.1 リトアニアの外国貿易の製品構成 (1987年)

単位：パーセント



〈出所〉 J. Čičinskas et al., ibid., p. 351.

図 2.1.2 各部門の総生産に占める国内使用と輸出 (1986-1990年)

単位：パーセント

で行われた。1980年代の後半には、リトアニアの輸出の90%以上が旧ソ連邦に向かい、同連邦からの輸入が総輸入の約80%を占めた。旧ソ連邦の中での最も重要な貿易相手であるロシアがリトアニアの総貿易の50%以上のシェアを占めた。ウクライナとベラルーシも重要な貿易相手であったが、近隣のバルト諸国のエストニアとラトビアは生産構造の類似性から大した役割を演じなかった。旧ソ連邦以外の国々との外国貿易に関しては、その約半分は旧ソ連加盟諸国、特にポーランドと旧東独との間で行われた。かくして、中央集権的計画経済国以外との貿易は殆んど取るに足りないものであった（表2.1.1参照）。

旧ソ連邦経済と相互に緊密に連結していたので、外国貿易はリトアニアのNMPに大

表2.1.1 リトアニアの外国貿易（1988-90年）

| | 1988年 | 1989年 | 1990年 |
|--------|-------------|--------|--------|
| | (100万ルーブル) | | |
| 総輸出額 | 5,958 | 6,325 | 6,989 |
| 旧ソ連邦 | 5,431 | 5,850 | 6,575 |
| その他 | 527 | 475 | 414 |
| 総輸入額 | 7,488 | 7,352 | 8,125 |
| 旧ソ連邦 | 6,239 | 5,789 | 6,509 |
| その他 | 1,249 | 1,563 | 1,616 |
| 貿易バランス | -1,530 | -1,026 | -1,136 |
| 旧ソ連邦 | -808 | 61 | 66 |
| その他 | -722 | -1,087 | -1,202 |
| | (NMPに占める割合) | | |
| 総輸出額 | 50.4 | 49.8 | 52.6 |
| 旧ソ連邦 | 45.9 | 46.1 | 49.5 |
| その他 | 4.5 | 3.7 | 3.1 |
| 総輸入額 | 63.3 | 57.9 | 61.3 |
| 旧ソ連邦 | 52.7 | 45.6 | 49.0 |
| その他 | 10.6 | 12.3 | 12.3 |
| 貿易バランス | -12.9 | -8.1 | -8.7 |
| 旧ソ連邦 | -6.8 | 0.5 | 0.5 |
| その他 | -6.1 | -8.6 | -9.2 |

〈出所〉A. Čičinskas et al.; *ibid.*, p. 350.

きなシェアを占め、輸出が約50%、輸入は約60%に達していた。現実の取引価格で測った旧ソ連邦との貿易バランスは、80年代末にごく僅かの黒字を生じたが、80年代を通してみると相当の赤字を計上した。旧ソ連邦以外の諸国からの輸入がこれら諸国への輸出を相当に上回ったので、リトアニアの総赤字はNMPのおよそ10%に達した（表2.1.1参照）。けれども世界市場価格で評価すると、リトアニアの貿易赤字はずっと大きくなるという。例えば1987年について、IMF他は、リトアニアの共和国間貿易は取引価格で測った実際の赤字4億ルーブルに比べて、およそ330億ルーブルの赤字になると推測した。この巨額な差異は、その国内価格が世界市場価格よりも相当に廉価なロシアのエネルギー供給にリトアニアが大きく依存していることを反映している。リトアニアの他共和国への輸出は国際価格に比べてかなり低く評価されているとはいえ、国内価格とのギャップはかなり小さく、結局、上述の巨額な差異は、リトアニアが暗黙の援助⁽¹⁰⁾の純受取手であることを意味するという。

以上のような旧ソ連邦内における分業関係の結果として、リトアニアの産業構造（GDPで評価して）は、記述したような特徴をもつものになった（表2.1.2参照）。

表2.1.2 産業部門別総国内生産(GDP) (1990年)

| | |
|--------------------------------------|----------|
| GDP(現金価格で; 1990年の数値の 単位は100万ルーブル) | 12,897.2 |
| GDP(パーセント) | 100 |
| 工 業 | 32.8 |
| 農 業 | 27.6 |
| 建 設 | 10.5 |
| 運輸・通信 | 6.0 |
| 商 業 | 8.4 |
| 生産的分野の計 | 85.3 |
| 非生産的分野の計 | 14.7 |

〈出所〉 A. Šimenas; (1997b), p. 68.

二、システム転換と貿易・生産構造の変化

1991年に本格開始したシステム転換と1990年に開始された旧ソ連邦経済からの離脱が進むにつれて、リトアニアの外国貿易の絶対額と地理的分布が大きく変動する。旧ソ連邦の国内価格が総体として非現実的でルーブルがUSドルに対して実質的に過大評価されていたので、記録された貿易額は、旧ソ連邦とリトアニアの貿易額の減少をかなり過大視しているように思われる。と同時に、同貿易額は、旧ソ連邦以外の諸国との貿易の相対的シェアの著しい増加も過大視しているようだ。しかし、このような事情を考慮に入れても、1991年以後のリトアニアの外国貿易構造の変化には目を見張るものがある

表 2.2.1 リトアニアの外国貿易 (1991-1994年)

単位：100万USドルとパーセント^{a)}

| | 1991年 | 1992年 | 1993年 | 1994年 |
|--------------------|-------|-------|--------------------|--------------------|
| 金額 | | | | |
| 総輸出額 | 6,786 | 1,142 | 1,698 | 2,019 |
| 旧ソ連邦 ^{b)} | 6,441 | 585 | 982 | 1,165 |
| その他 | 345 | 557 | 716 | 854 |
| 総輸入額 | 4,938 | 1,041 | 1,992 | 2,339 |
| 旧ソ連邦 ^{b)} | 4,463 | 699 | 1,472 | 1,276 |
| その他 | 475 | 342 | 520 | 1,063 |
| 貿易バランス | 1,848 | 101 | -294 | -320 |
| 旧ソ連邦 ^{b)} | 1,978 | -114 | -490 | -111 |
| その他 | -130 | 215 | 196 | -209 |
| パーセント | | | | |
| 総輸出額 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 旧ソ連邦 ^{b)} | 94.9 | 51.2 | 57.8 | 57.6 |
| その他 | 5.1 | 48.8 | 42.2 | 42.4 |
| 総輸入額 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 旧ソ連邦 ^{b)} | 90.4 | 67.2 | 73.9 | 54.5 |
| その他 | 9.6 | 32.8 | 26.1 ^{c)} | 45.5 ^{d)} |

原文注 a) 1991年の旧ソ連邦との貿易額は商業為替率を使ってUSドルに換算された。それ以後の年の貿易額の換算は年平均為替率に基づいて行われた。

b) 数値はエストニアとラトビアを含んでいる。

引用者注 c) 原文は6.1であったが明らかに誤りと思われるので26.1に訂正した。

d) 原文は5.5であったが明らかに誤りと思われるので45.5に訂正した。

〈出所〉 J. Čičinskas et al.; (1997), p. 372.

(表2.2.1参照)。

顕著な変化の第一は、旧ソ連邦との貿易額の著しい減少であり、それが与えたリトアニア経済への影響は深刻なものであった。この事態をJ. チチンスカス他⁽¹¹⁾は、リトアニア経済の開放率が移行過程の初期段階で相当に低下していると見做している(表2.2.2参照)。GDPに対する輸出率が1994年には(92年に比べ)ほぼ半減し、同輸入率もほぼ3分の1の減少を示した。正に貿易ショックの激しさを物語るものである。

以上の構造変化を貿易の地理的分布と商品構成の側面から把握する方法にジニー・ハーシェマン係数がある。リトアニアの1991年と1994年の同係数を比較し、J. チチンスカス他は、以下のような外国貿易の多様性進行の特徴づけを行っている⁽¹²⁾。まず、輸出側では、輸出品構成でも地理的分野でも、集中度が改革後は大きく低下している。このことは、リトアニアが外国貿易の方向転換と新市場への進入に完全に成功した証拠であるという。一方、輸入側では、地理的集中度は相当に低下したが、製品集中度は幾分上昇した。なぜか。それは、多くの産業のエネルギー集約度が高いこととロシアからのエネルギー供給への依存度の高さに原因があるという。

より具体的に地理的多様性を考察してみよう。顕著な変化の第二はEUとの関係で生じており、EUとの貿易促進が進んだ。この地域への輸出シェアは1991年の約3%から

表2.2.2 リトアニアの経済開放度

単位：パーセント

| 項目 | 年次 | 1990年 | 1992年 | 1994年 |
|----------|----|-------|-------|-------|
| 輸出-GDP比率 | | 52.6 | 61.9 | 32.1 |
| 輸入-GDP比率 | | 61.2 | 56.4 | 37.5 |
| 貿易-GDP比率 | | 113.8 | 118.3 | 69.5 |

〈出所〉J. Čičinskas et al.; *ibid.*, p. 373.

表2.2.3 リトアニアの貿易集中についてのジニー=ハーシェマン係数

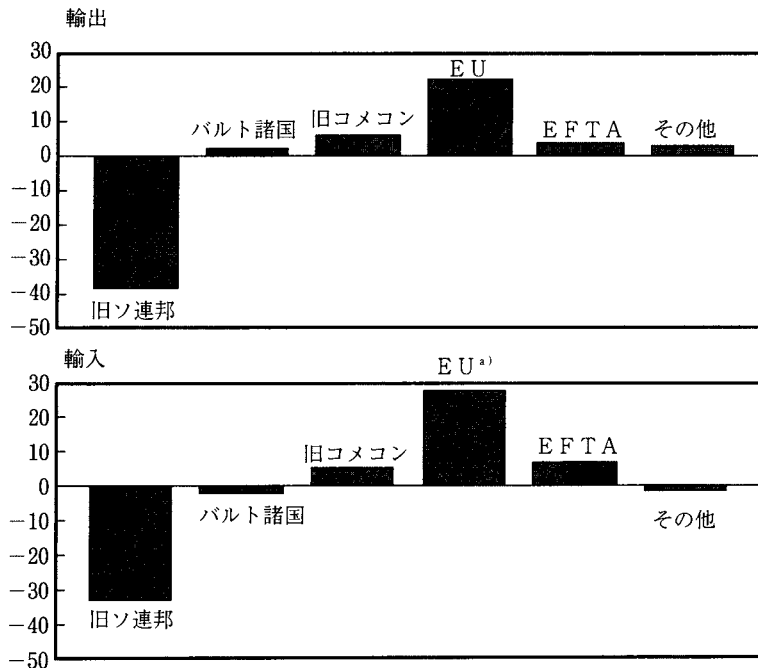
単位：パーセント

| | 1991年 | | 1994年 | |
|-----|--------|-------|--------|-------|
| | 地理的集中度 | 商品集中度 | 地理的集中度 | 商品集中度 |
| 輸 出 | 59.0 | 46.2 | 34.3 | 31.6 |
| 輸 入 | 52.3 | 36.8 | 43.0 | 40.1 |

〈出所〉J. Čičinskas et al.; *ibid.*, p. 373.

1994年のほぼ30%へと増加し、EUからの輸入シェアは同時期に29%も増加した（図2.2.1参照）。かくしてEUは、リトアニアの第二の重要な貿易相手となっている。EFTA加盟諸国との輸出・入は、1994年それぞれ5.3%と7.8%であった⁽¹³⁾が、アメリカ合衆国と日本の総貿易シェアはそれぞれ2.2%と0.7%にすぎなかった。これと対照的に旧コメコン加盟諸国との貿易が著増し、同諸国は輸入品の供給者として近隣のバルト諸国よりも重要性を増している。

EUの中でリトアニアの貿易相手のうちドイツとの関係は急激に発展した（表2.2.4参照）。1991年のドイツからの輸入はリトアニアの総輸入額中わずか1.2%でしかなかったものが、1994年にはほぼ14%にまで達した。同様の増加が輸出側にも見られ、このことによってドイツはロシアに次ぐ第二位の重要な貿易相手となった。オランダ、ス



引用者注 a)：本文中の記述に合わせて作図を訂正した。

〈出所〉 J. Čičinskis et al.; *ibid.*, p. 375.

図 2.1.1 外国貿易の地理的分布の変動 (1991-1994年)

単位：パーセント

表 2.2.4 リトアニアの主要な貿易相手 (1991-1994年)

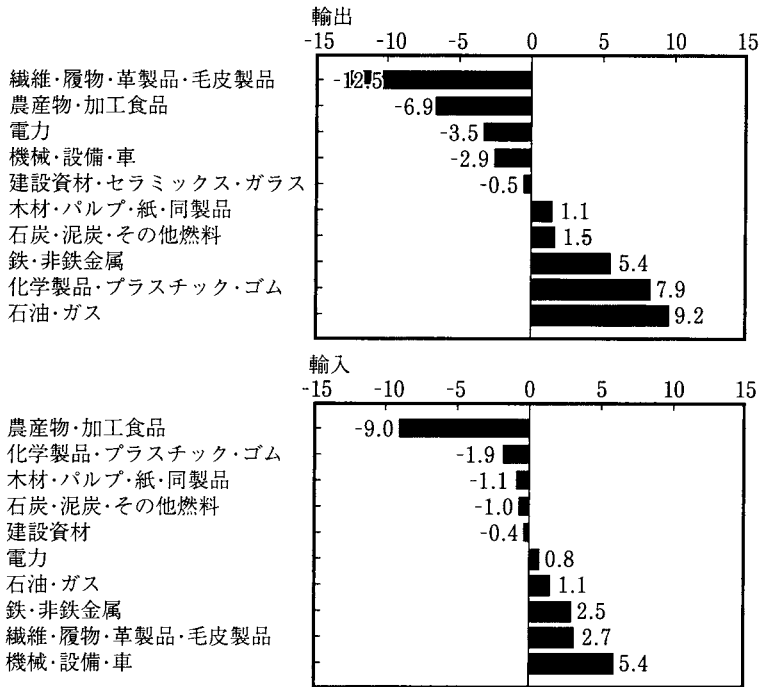
単位: 100万USドルおよびパーセント

| 国名 | 年次 | 金額 | | | | | | 100万USドルで | | | | | | パーセントで | | | | | | | |
|---------|----|------|------|------|------|------|------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| | | 貿易額 | | 輸出額 | | 輸入額 | | 貿易バランス | | 輸出額 | | 輸入額 | | 貿易バランス | | 輸出額 | | 輸入額 | | 貿易バランス | |
| | | 1991 | 1994 | 1991 | 1994 | 1991 | 1994 | 1991 | 1994 | 1991 | 1994 | 1991 | 1994 | 1991 | 1994 | 1991 | 1994 | 1991 | 1994 | 1991 | 1994 |
| 総計 | | 6786 | 2019 | 4938 | 2339 | 1848 | -320 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| ロシア | | 3837 | 570 | 2461 | 918 | 1377 | -348 | 56.5 | 28.2 | 49.6 | 39.3 | 53.7 | 34.1 | | | | | | | | |
| ドイツ | | 37 | 232 | 60 | 322 | -22 | -90 | 0.6 | 11.5 | 1.2 | 13.8 | 0.8 | 12.7 | | | | | | | | |
| ウクライナ | | 774 | 124 | 518 | 117 | 256 | 7 | 11.4 | 6.1 | 10.4 | 5.0 | 11.0 | 5.5 | | | | | | | | |
| ラトビア | | 456 | 171 | 232 | 64 | 225 | 107 | 6.7 | 8.4 | 4.7 | 2.7 | 5.9 | 5.4 | | | | | | | | |
| ベラルーシ | | 565 | 132 | 417 | 89 | 148 | 43 | 8.3 | 6.6 | 8.4 | 3.8 | 8.4 | 5.1 | | | | | | | | |
| ポーランド | | 47 | 101 | 72 | 94 | -25 | 7 | 0.7 | 5.0 | 1.4 | 4.0 | 1.0 | 4.5 | | | | | | | | |
| オランダ | | 4 | 106 | 16 | 63 | -12 | 42 | 0.1 | 5.2 | 0.3 | 2.7 | 0.2 | 3.9 | | | | | | | | |
| スウェーデン | | 18 | 63 | 2 | 56 | 16 | 7 | 0.3 | 3.1 | 0.0 | 2.3 | 0.2 | 2.7 | | | | | | | | |
| イタリア | | 20 | 38 | 6 | 64 | 15 | -26 | 0.3 | 1.9 | 0.1 | 2.7 | 0.2 | 2.4 | | | | | | | | |
| デンマーク | | 21 | 35 | 1 | 61 | 20 | -26 | 0.3 | 1.7 | 0.0 | 2.6 | 0.2 | 2.2 | | | | | | | | |
| エストニア | | 156 | 51 | 87 | 38 | 70 | 14 | 2.3 | 2.6 | 1.8 | 1.6 | 2.1 | 2.0 | | | | | | | | |
| フィンランド | | 18 | 19 | 3 | 68 | 14 | -49 | 0.3 | 0.9 | 0.1 | 2.9 | 0.2 | 2.0 | | | | | | | | |
| 連合王国 | | 24 | 47 | 5 | 33 | 19 | 14 | 0.4 | 2.3 | 0.1 | 1.4 | 0.2 | 1.8 | | | | | | | | |
| アメリカ合衆国 | | 2 | 13 | 73 | 46 | -71 | -34 | 0.0 | 0.6 | 1.5 | 2.0 | 0.6 | 1.4 | | | | | | | | |
| カザフスタン | | 147 | 42 | 132 | 15 | 15 | 27 | 2.2 | 2.1 | 2.7 | 0.6 | 2.4 | 1.3 | | | | | | | | |
| その他の国 | | 659 | 275 | 876 | 291 | -217 | -16 | 9.7 | 13.6 | 17.7 | 12.5 | 13.0 | 13.0 | | | | | | | | |

〈出所〉 J. Čičinskas et al., *ibid.*, p. 376.

ウェーデン、イタリア、デンマークの増加も著しく、これら諸国の総貿易シェアは10倍以上にも増加した。ウクライナとベラルーシとの貿易は大幅に減少したが、それでもリトアニアの輸出・入中かなりのシェアを維持している。

顕著な変化の第三は、輸出品および輸入品の構成の大きな変化に見い出せる。特に、農業および食品加工の分野での減少は大きく、これら製品の総輸出に占めるシェアは大きく低下した(図 2.2.2 参照)。繊維・履物・皮製品・毛皮でも、機械・設備でも、相当の減少が記録されている。これとは対照的に、化学製品・プラスチック、木材、金属、化石燃料などの輸出は相対的に重要性を増している。けれども、これら後者に関するかぎり、価格調整によるところが大きい。世界市場価格への移行のために、石油・ガ



〈出所〉 J. Čičinskas et al., *ibid.*, p. 377.

図 2.2.2 トリアニアの外国貿易の商品構成の変化 (1991-1994年)
 単位：パーセント・ポイント

スの輸入量は70%も減少したのに、リトアニアの総輸入額中に占める石油・ガスのシェアは著しく増加している。リトアニアの投資のニーズが増えたことを反映して、資本財の輸入が相対的に重要性を増したことも見て取れる。

J. チチンスカス他によれば公式統計上の商品分類の変更⁽⁴⁾があったので、旧ソ連邦への輸出とそれ以外の地域への輸出品の類似性があるかどうかを長期に亘って比較することは困難であるが、1994年に限って考察することは出来るという。ほぼ拮抗した輸出品シェアが、野菜、鉱産物、木材パルプ・紙・板紙・車・航空機・船・その他の輸送車両について記録されている。けれども、機械、耐久消費財、動物性油および植物性油、加工食品に関するかぎり、旧ソ連邦がリトアニアの支配的輸出市場に留まっている。これ程までではないにしても同様の事態が、履物、建設資材、光学器機具・医療器具および

表 2.2.5 リトアニアの地域別外国貿易商品構成(1994年)

単位: パーセント

| 商品グループ | 旧ソ連邦 | | 内 訳 | | EU および EFTA | 内 訳 | | | | バ ル ト | 内 訳 | | 旧 コ メ コ ン | | 内 訳 | | そ の 他 | 計 | | |
|------------------------|---------|---------------|---------------|---------------|-------------------|------|------------|----------|----------|-------------|------------|-----------|-----------------------|-----------|--------|--------|-------------|-----|-----------|-------------------|
| | ロシ ア | ウク ライ ナ | ウク ライ ナ | ベラ ルー シ | | ドイツ | フィン ランド | イタ リア | オラ ンダ | | スウェ ーデン | デン マーク | ラト ビア | エスト ニア | コ メ | コ ン | | | ポー ランド | チェコ |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 輸 出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 動物・動物製品 | 32.9 | 18.9 | 1.2 | 2.5 | 39.4 | 7.5 | 1.3 | 0.5 | 25.1 | 0.1 | 2.5 | 6.4 | 5.1 | 1.3 | 15.4 | 10.3 | 0.4 | 2.8 | 5.9 | 100.0 |
| 野菜 | 52.6 | 39.0 | 0.7 | 11.4 | 29.7 | 29.5 | 0.0 | 0.7 | 0.4 | 0.3 | 3.4 | 12.6 | 9.9 | 2.7 | 4.5 | 3.6 | 0.0 | 0.3 | 0.5 | 100.0 |
| 動物油又は植物油、糖蜜 | 90.1 | 71.2 | 2.4 | 7.1 | 2.2 | 0.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1.4 | 0.0 | 6.6 | 6.0 | 0.5 | 1.1 | 0.2 | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 100.0 |
| 加工食品、飲料、スピリット、果実油 | 90.2 | 70.8 | 2.6 | 5.3 | 4.0 | 1.2 | 0.0 | 0.0 | 0.2 | 0.2 | 1.5 | 3.8 | 2.9 | 0.9 | 1.4 | 1.0 | 0.2 | 0.0 | 0.7 | 100.0 |
| 鉱産物 | 47.3 | 22.7 | 15.4 | 8.1 | 13.8 | 0.9 | 0.8 | 4.3 | 4.4 | 2.4 | 0.1 | 32.1 | 26.6 | 5.5 | 6.5 | 6.1 | 0.1 | 0.2 | 0.3 | 100.0 |
| 化学製品又は同類産業 | 20.0 | 9.6 | 2.3 | 6.1 | 51.8 | 19.8 | 0.1 | 0.2 | 11.6 | 4.8 | 1.0 | 14.4 | 11.8 | 2.6 | 4.5 | 3.3 | 0.3 | 0.2 | 9.2 | 100.0 |
| プラスチック・ゴム・同製品 | 37.1 | 17.5 | 3.6 | 13.9 | 42.0 | 12.2 | 2.5 | 1.0 | 7.4 | 2.7 | 1.9 | 10.5 | 6.3 | 4.2 | 8.0 | 4.9 | 1.1 | 1.6 | 2.4 | 100.0 |
| 生皮、獣皮、革、毛皮、同製品 | 32.8 | 16.6 | 4.9 | 5.3 | 57.6 | 11.4 | 2.9 | 22.5 | 8.0 | 0.9 | 0.9 | 2.8 | 1.9 | 0.8 | 6.3 | 1.5 | 0.2 | 3.3 | 0.5 | 100.0 |
| 木材および同製品 | 14.1 | 9.1 | 3.7 | 1.1 | 72.1 | 20.6 | 0.6 | 0.8 | 6.8 | 17.2 | 5.2 | 2.7 | 2.1 | 0.6 | 6.4 | 3.2 | 0.2 | 3.0 | 4.7 | 100.0 |
| 木材パルプ、紙、板紙、同製品 | 52.3 | 31.5 | 6.7 | 12.2 | 17.9 | 15.3 | 0.3 | 0.0 | 0.1 | 0.2 | 0.1 | 20.8 | 13.4 | 7.4 | 7.0 | 3.1 | 0.0 | 3.6 | 2.1 | 100.0 |
| 繊維・繊維製品 | 29.4 | 16.2 | 3.5 | 4.1 | 52.2 | 21.4 | 3.6 | 2.7 | 1.4 | 5.7 | 5.0 | 4.2 | 2.1 | 2.1 | 10.6 | 6.8 | 2.9 | 0.5 | 3.6 | 100.0 |
| 履物、帽子、羽毛・同製品 | 65.1 | 40.1 | 4.4 | 5.8 | 26.5 | 14.7 | 1.3 | 2.6 | 0.0 | 1.3 | 0.0 | 4.2 | 2.6 | 1.7 | 2.1 | 1.4 | 0.7 | 0.0 | 2.1 | 100.0 |
| 石製品、磁土、セメント、セラミックス、ガラス | 65.3 | 53.2 | 4.4 | 6.8 | 11.4 | 4.7 | 0.3 | 1.5 | 1.4 | 0.8 | 0.5 | 13.2 | 8.6 | 4.6 | 9.3 | 8.6 | 0.4 | 0.2 | 0.8 | 100.0 |
| 宝石原石又は半宝石、貴金屬、真珠 | 3.6 | 2.4 | 0.4 | 0.8 | 92.3 | 73.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.3 | 9.6 | 0.4 | 0.1 | 0.3 | 0.6 | 0.5 | 0.0 | 0.0 | 3.2 | 100.0 |
| 卑金屬、同製品 | 9.8 | 5.9 | 1.0 | 2.4 | 57.9 | 29.5 | 0.2 | 0.6 | 1.1 | 9.1 | 1.0 | 6.4 | 4.0 | 2.4 | 13.5 | 12.0 | 0.3 | 0.3 | 12.4 | 100.0 |
| 機械、設備、TV及び録音機及び複写機 | 74.7 | 41.8 | 11.5 | 12.8 | 10.4 | 4.3 | 0.2 | 2.4 | 0.5 | 0.2 | 0.1 | 5.2 | 3.3 | 1.9 | 6.1 | 2.5 | 0.4 | 0.5 | 3.6 | 100.0 |
| 車、航空機、船、その他の輸送車両 | 53.1 | 23.2 | 6.3 | 7.7 | 22.0 | 18.6 | 0.9 | 0.0 | 0.5 | 0.1 | 0.7 | 5.5 | 2.8 | 2.7 | 11.5 | 6.3 | 0.6 | 4.0 | 7.9 | 100.0 |
| 光学・写真・医療器具及び器械 | 66.0 | 38.6 | 13.3 | 11.2 | 13.3 | 2.4 | 0.2 | 2.3 | 0.3 | 5.9 | 1.0 | 7.1 | 5.0 | 2.0 | 2.0 | 0.8 | 0.3 | 0.0 | 11.7 | 100.0 |
| 兵器、弾薬 | 82.1 | 56.5 | 27.8 | 0.0 | 16.4 | 15.5 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.2 | 0.2 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1.2 | 100.0 |
| 雑貨品 | 58.6 | 39.3 | 5.9 | 3.5 | 34.9 | 7.2 | 0.4 | 0.0 | 8.2 | 0.3 | 2.9 | 4.8 | 3.4 | 1.4 | 0.9 | 0.5 | 0.2 | 0.2 | 0.8 | 100.0 |
| 美術品、收藏品、骨董品 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 1.5 | 0.1 | 0.0 | 71.8 | 31.0 | 10.9 | 0.0 | 0.6 | 14.0 | 4.7 | 0.1 | 0.1 | 0.0 | 18.6 | 0.1 | 4.7 | 0.0 ²⁾ |
| 輸出総額 | 46.6 | 28.2 | 6.1 | 6.6 | 31.1 | 11.5 | 0.9 | 1.9 | 5.2 | 3.1 | 1.7 | 11.0 | 8.4 | 2.6 | 7.3 | 5.0 | 0.6 | 0.9 | 4.0 | 100.0 |

| 輸 入 | 14.8 | 7.3 | 2.4 | 4.1 | 58.4 | 9.5 | 1.3 | 0.9 | 9.6 | 0.9 | 12.9 | 4.2 | 1.8 | 2.5 | 19.4 | 7.8 | 1.3 | 4.6 | 3.1 | 100.0 |
|------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|-----|-------|-------|
| 動物・動物製品 | 14.8 | 7.3 | 2.4 | 4.1 | 58.4 | 9.5 | 1.3 | 0.9 | 9.6 | 0.9 | 12.9 | 4.2 | 1.8 | 2.5 | 19.4 | 7.8 | 1.3 | 4.6 | 3.1 | 100.0 |
| 野菜 | 17.8 | 6.9 | 3.7 | 3.1 | 44.1 | 20.9 | 1.0 | 1.6 | 11.8 | 0.2 | 2.4 | 1.7 | 0.4 | 1.3 | 7.0 | 6.1 | 0.4 | 0.2 | 29.4 | 100.0 |
| 動物油又は植物性油、糖蜜 | 14.8 | 3.8 | 9.4 | 0.1 | 72.2 | 30.7 | 0.9 | 0.9 | 3.2 | 29.2 | 1.2 | 1.8 | 1.7 | 0.2 | 10.5 | 5.2 | 1.2 | 3.7 | 0.6 | 100.0 |
| 加工食品、飲料、スピリット、果実油 | 11.4 | 2.9 | 2.2 | 1.6 | 60.8 | 16.4 | 3.2 | 3.3 | 6.3 | 4.4 | 4.2 | 5.4 | 1.6 | 3.8 | 17.2 | 11.7 | 2.3 | 2.3 | 5.1 | 100.0 |
| 鉱産物 | 95.3 | 88.6 | 1.6 | 4.1 | 1.1 | 0.2 | 0.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 3.4 | 3.1 | 0.3 | 0.1 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 100.0 |
| 化学製品又は同類産業 | 37.2 | 26.8 | 6.3 | 3.7 | 34.4 | 14.4 | 2.3 | 0.3 | 1.6 | 1.3 | 2.5 | 8.3 | 3.7 | 4.5 | 19.9 | 7.7 | 3.3 | 3.1 | 0.2 | 100.0 |
| プラスチック・ゴム・同製品 | 33.2 | 28.6 | 2.2 | 2.4 | 50.5 | 19.1 | 3.3 | 12.9 | 1.7 | 3.1 | 0.9 | 3.5 | 1.0 | 2.5 | 11.0 | 8.1 | 1.4 | 0.5 | 1.9 | 100.0 |
| 生皮、獣皮、革、毛皮、同製品 | 47.0 | 27.2 | 7.2 | 4.2 | 37.4 | 14.5 | 5.8 | 1.5 | 5.0 | 0.2 | 5.1 | 4.8 | 3.5 | 1.3 | 4.4 | 2.8 | 1.3 | 0.0 | 6.5 | 100.0 |
| 木材および同製品 | 23.2 | 14.0 | 0.9 | 8.3 | 35.6 | 16.1 | 2.1 | 0.1 | 5.9 | 8.6 | 1.1 | 18.2 | 15.5 | 2.7 | 6.6 | 6.4 | 0.1 | 0.1 | 16.4 | 100.0 |
| 木材パルプ、紙、板紙、同製品 | 29.4 | 22.7 | 5.3 | 1.4 | 48.6 | 22.4 | 7.4 | 0.3 | 1.4 | 8.5 | 2.9 | 4.6 | 2.9 | 1.7 | 13.0 | 4.7 | 1.5 | 2.1 | 4.4 | 100.0 |
| 繊維・繊維製品 | 30.1 | 9.4 | 2.5 | 6.5 | 56.4 | 25.8 | 3.6 | 1.3 | 2.9 | 2.9 | 9.5 | 6.7 | 4.8 | 2.0 | 4.5 | 3.3 | 0.8 | 0.3 | 2.3 | 100.0 |
| 履物、帽子、羽毛・同製品 | 5.6 | 2.5 | 0.9 | 2.2 | 56.1 | 28.1 | 3.9 | 7.6 | 2.0 | 1.4 | 7.4 | 9.1 | 6.0 | 3.1 | 24.4 | 9.3 | 12.5 | 0.8 | 4.9 | 100.0 |
| 石製品、壁土、セメント、セラミックス、ガラス | 34.9 | 19.4 | 5.3 | 9.8 | 39.6 | 8.4 | 12.8 | 3.7 | 1.7 | 1.2 | 0.8 | 6.7 | 3.1 | 3.6 | 14.6 | 3.2 | 9.6 | 0.9 | 4.2 | 100.0 |
| 宝石原石又は半宝石、貴金屬、真珠 | 51.9 | 47.5 | 3.4 | 1.1 | 31.8 | 7.0 | 2.3 | 15.4 | 1.2 | 0.3 | 0.0 | 4.1 | 0.0 | 4.1 | 9.6 | 8.0 | 1.4 | 0.0 | 2.6 | 100.0 |
| 卑金屬、同製品 | 67.7 | 20.3 | 36.9 | 3.7 | 22.8 | 9.3 | 3.2 | 1.7 | 0.5 | 1.3 | 2.8 | 3.5 | 1.4 | 2.1 | 5.0 | 3.0 | 0.8 | 0.0 | 1.1 | 100.0 |
| 機械、設備、TV及び録音機及び複写機 | 20.1 | 15.0 | 3.0 | 1.8 | 61.1 | 23.1 | 5.6 | 9.8 | 5.3 | 2.5 | 3.1 | 3.2 | 2.0 | 1.2 | 8.9 | 5.4 | 2.2 | 0.4 | 6.7 | 100.0 |
| 車、航空機、船、その他の輸送車両 | 25.2 | 13.0 | 3.4 | 8.6 | 55.2 | 32.7 | 3.1 | 0.6 | 3.8 | 8.0 | 1.5 | 3.4 | 2.1 | 1.3 | 8.5 | 4.2 | 1.8 | 2.3 | 7.6 | 100.0 |
| 光学・写真・医療器具及び器械 | 9.3 | 7.5 | 0.7 | 0.9 | 56.3 | 16.9 | 4.4 | 3.6 | 6.1 | 3.7 | 4.8 | 3.5 | 1.3 | 2.2 | 21.0 | 7.5 | 3.5 | 0.3 | 9.8 | 100.0 |
| 兵器、弾薬 | 8.1 | 8.1 | 0.0 | 0.0 | 49.6 | 43.7 | 1.5 | 0.0 | 0.0 | 0.3 | 0.0 | 7.9 | 7.9 | 0.0 | 31.7 | 2.0 | 29.7 | 0.0 | 2.6 | 100.0 |
| 雜貨品 | 4.1 | 1.7 | 0.5 | 2.0 | 66.9 | 26.0 | 12.6 | 4.1 | 2.6 | 6.2 | 7.6 | 7.4 | 3.4 | 3.9 | 15.9 | 12.1 | 2.0 | 0.3 | 5.7 | 100.0 |
| 美術品、收藏品、骨董品 | 0.3 | 0.0 | 0.0 | 98.8 | 96.6 | 0.4 | 0.2 | 0.0 | 0.2 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.5 | 0.5 | 0.0 | 0.0 | 0.4 | 100.0 | |
| 輸入総額 | 50.2 | 39.3 | 5.0 | 3.8 | 34.2 | 13.8 | 2.9 | 2.7 | 2.7 | 2.3 | 2.6 | 4.3 | 2.7 | 1.6 | 7.5 | 4.0 | 1.4 | 0.8 | 3.8 | 100.0 |

引用者注 a) 本行の数値は意味不明なところが原文のまま引用した。

b) 本行の数値は意味不明なところが原文のまま引用した。

<出所> J. Čičinskas et al.; *ibid.*, pp. 378-379.

表 2.2.6 リトアニア工業の部門別構成（経常価格表示）^{a)}

単位：パーセント

| | | 1989年 | 1990年 | 1991年 | 1992年 |
|-------------------|-----------------------|-------|-------|-------|-------|
| 工 業 | 生産のシェア ^{b)} | 100 | 100 | 100 | 100 |
| | 労働力のシェア ^{c)} | 100 | 100 | 100 | 100 |
| | 西側市場への輸出シェア | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 電 力 | 生産のシェア | 4.4 | 4.3 | 5.9 | 17.8 |
| | 労働力のシェア | 3.2 | 3.4 | 3.4 | 4.7 |
| | 西側市場への輸出シェア | — | — | — | — |
| 燃 料 ^{d)} | 生産のシェア | 4 | 3.2 | 3.5 | 6.1 |
| | 労働力のシェア | 1 | 1 | 1.1 | 1.2 |
| | 西側市場への輸出シェア | 34.8 | 18.6 | 27.7 | 1.6 |
| 化 学 製 品 | 生産のシェア | 3.5 | 3.6 | 2.9 | 4.1 |
| | 労働力のシェア | 3.6 | 3.6 | 3.4 | 3.5 |
| | 西側市場への輸出シェア | 4.7 | 3.9 | 13.5 | 24.9 |
| 機械、金属切削 | 生産のシェア | 25 | 25.5 | 17.9 | 15.1 |
| | 労働力のシェア | 37.9 | 37.5 | 36.5 | 33.1 |
| | 西側市場への輸出シェア | 25.2 | 42.8 | 21.7 | 9.3 |
| 木材、木材製品、 パルプ、紙 | 生産のシェア | 5.3 | 5.1 | 5.6 | 5.4 |
| | 労働力のシェア | 8.1 | 8.1 | 8.5 | 9 |
| | 西側市場への輸出シェア | 8.3 | 8 | 15 | 9 |
| 建 設 資 材 | 生産のシェア | 4.9 | 6.3 | 5.1 | 4.8 |
| | 労働力のシェア | 8.3 | 8.3 | 8.5 | 8.8 |
| | 西側市場への輸出シェア | 1.4 | 1.3 | 0.8 | 5.9 |
| 軽 工 業 | 生産のシェア | 20.4 | 21.1 | 20.8 | 15.6 |
| | 労働力のシェア | 19.1 | 19.4 | 17.4 | 19.4 |
| | 西側市場への輸出シェア | 6.6 | 7.8 | 3.2 | 11.1 |
| 食品加工産業 | 生産のシェア | 22.2 | 21 | 30.4 | 26.6 |
| | 労働力のシェア | 12.1 | 12.3 | 12.1 | 14 |
| | 西側市場への輸出シェア | 17.6 | 16.5 | 17 | 32.3 |
| 小麦粉、穀物、 複合動物飼料 | 生産のシェア | 5.3 | 5.4 | 3.9 | 2.4 |
| | 労働力のシェア | 0.9 | 0.9 | 1.3 | 1.4 |
| | 西側市場への輸出シェア | ... | ... | ... | ... |
| そ の 他 工 業 | 生産のシェア | 5 | 4.5 | 4 | 2.1 |
| | 労働力のシェア | 5.8 | 5.5 | 7.8 | 4.9 |
| | 西側市場への輸出シェア | 1.4 | 1.1 | 1.1 | 5.9 |

原文注 a) リトアニア統計局のデータより。

b) 計算はリトアニア統計局のデータに基づいている。1993年以降、リトアニア工業部門の旧式分類はNACEによって取って代わられた。

c) 従業員数表示

d) 精製石油製品産業は輸入石油だけに基づいている。

〈出所〉N. Balciūnas; (1997), pp. 153-154.

器機についても見られる。これら製品の分野では、相当割合の製品が西側の市場では売物にならない。その一方で、化学製品、プラスチック、ゴム、木材および同製品、繊維と繊維製品の分野では、輸出の方向転換の程度が大きい（表2.2.5参照）。

輸入側では、貿易の方向転換の程度は輸出よりも大きい。価値額でみたりトアニアの輸入の中できわめて高いパーセントを示す石油と天然ガス貿易によって、リトアニアの輸入品に占める旧ソ連邦の相対的に高いシェアは代表されている。その他の多くの非エネルギー輸入品については、旧ソ連邦のシェアは1994年に20%以下に低減した。このことは特に投資財と耐久消費財の分野だけでなく、加工食品、繊維、繊維製品、履物などの分野でも西側への転換が進んだことが示されている。しかし、西側への市場転換が行ったことを手放しで評価できないことを示すデータもある。建設資材・軽工業、食品加工産業のように、西側市場への輸出シェアが高まりながらも、生産のシェアをむしろ低下させている部門もある。

はげしい貿易ショック、急激なシステム転換（貿易・産業政策の改革）を経て、リト

表2.2.7 産業部門別総国内生産（GDP）（1992-1994年）

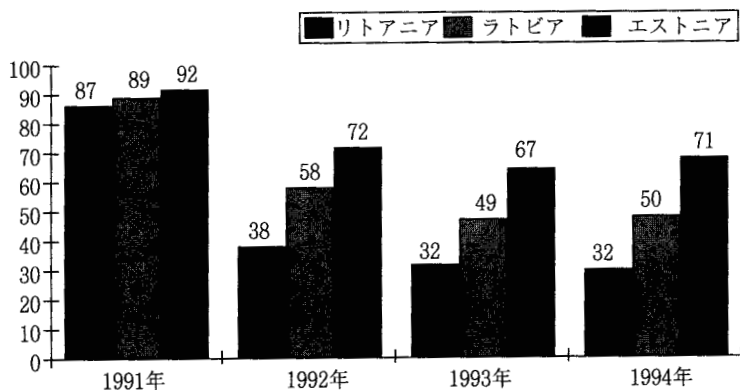
| | 1992年 | 1993年 | 1994年 |
|----------------------|---------|----------|----------|
| GDP（現金価格表示; 100万リタス） | 3,386.7 | 11,107.9 | 16,217.6 |
| GDP（パーセント） | 100 | 100 | 100 |
| 工業 | 39.4 | 30.4 | 23.2 |
| 〈内訳〉 鉱業・製造業 | 35.5 | 24.8 | 20.4 |
| 電力・ガス・熱・水 | 3.9 | 5.6 | 2.8 |
| 農林業 | 11.6 | 11.0 | 8.1 |
| 建設 | 9.3 | 7.8 | 8.7 |
| 商業 | 4.5 | 16.0 | 23.5 |
| レストラン・ホテル | 0.9 | 0.7 | 0.9 |
| 運輸 | 7.1 | 9.3 | 8.1 |
| 通信 | 1.1 | 1.4 | 1.8 |
| バンキング | 6.3 | 7.0 | 4.1 |
| その金融仲介・保険 | 0.3 | 0.3 | 0.7 |
| その他 | 19.6 | 16.1 | 20.9 |

〈出所〉 A. Šimenas; (1997b), p. 69.

アニアの産業・就業構造は大きく変化した。GDPのシェアから見た顕著な変化は、リトアニアのかつての三大産業部門、すなわち、工業、農林漁、建設業の占める割合が、低下した。就中、工業部門の低下はきわめて大きかった⁽¹⁵⁾（表2.2.7参照）。その結果、1994年のリトアニアのGDPは1990年の32%の水準までに低下した。しかも、リトアニアのGDPの低減度は、バルト諸国の中でも最も大きかった（図2.2.3参照）。これらの部門に代わって、商業をはじめとする広義のサービス産業の割合が大きく伸展した。

一方、就業構造の変化について見ると、工業の占める割合が大きく低下し（92年に比べて97年には9.6ポイントの減少）、建設業の占める割合が若干低下し、農林業では年によってかなりの変動を示している。これに対して、商業の割合が著増（92年に比べて97年には、5.5ポイント増加）、第三次産業の占める割合が著しく増大した（表2.2.8参照）。

リトアニアでは、失業の公式記録がやっと1991年に取られることになった。とはいえ未だ主要都市部中心であったり、登録上の欠陥のために完全に失業状況を把握してはいない。しかし、システム転換、貿易ショックによって惹起された失業問題の発生とその深刻さを部分的に伝えている。若干の公式データからリトアニアの雇用、失業状況を推測することができる。1993年に4.4%であった失業率がその後急増し（但し、'94年を除く）、1997年には2ケタ台に迫ろうとしている⁽¹⁶⁾（表2.2.9参照）。



〈出所〉A. Šimenas; (1997b), p. 68.

図2.2.3 バルト諸国のGDPの変動（1990-1994年）
1990年=100%

表 2.2.8 リトアニアの就業構造

| | 1992年 | 1993年 | 1994年 | 1995年 | 1996年 | 1997年 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 農 林 漁 業 | 19.6 | 22.5 | 23.4 | 23.8 | 24.2 | 21.8 |
| 鉱 業 | 0.3 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 |
| 工 業 | 26.9 | 23.6 | 20.0 | 18.4 | 17.4 | 17.3 |
| 電力・ガス・水道 | 1.6 | 1.9 | 2.2 | 2.6 | 2.6 | 2.5 |
| 建 設 | 9.1 | 7.1 | 6.6 | 7.0 | 7.2 | 7.1 |
| 商 業 | 9.6 | 9.7 | 13.4 | 12.8 | 12.7 | 15.1 |
| ホテル・レストラン | 1.0 | 1.1 | 1.3 | 1.1 | 1.1 | 1.3 |
| 運輸・通信・倉庫 | 6.7 | 5.6 | 5.5 | 5.8 | 5.7 | 5.6 |
| 金 融 | 0.8 | 1.2 | 1.5 | 1.2 | 1.0 | 1.0 |
| 不 動 産 | 2.3 | 2.2 | 2.2 | 2.2 | 2.4 | 2.4 |
| 公 務 | 2.7 | 3.2 | 3.6 | 4.1 | 4.1 | 4.1 |
| 教 育 | 7.4 | 7.7 | 8.4 | 8.8 | 8.9 | 8.9 |
| 保健・社会福祉 | 5.6 | 5.4 | 5.9 | 6.2 | 6.2 | 6.4 |
| その他コミュニティーサービス他 | 0.4 | 8.6 | 5.8 | 5.8 | 6.3 | 6.2 |

〈出所〉 Department of Statistics; (1998), pp. 92-93.

表 2.2.9 リトアニアの雇用と失業 (1993-1997年)

| 雇 用 | 1993年 | 1994年 | 1995年 | 1996年 ^{a)} | 1997年 ^{b)} |
|---------------|---------|---------|---------|---------------------|---------------------|
| 雇用者数 (1,000人) | 1,778.2 | 1,690.0 | 1,670.0 | 1,630.0 | 1,640.0 |
| 失業者数 (1,000人) | 81.1 | 66 | 110 | 144.2 | 180 |
| 失 業 率 (パーセント) | 4.4 | 3.8 | 6.2 | 8.3 | 9.9 |

原文注^{a)}3月の数字, ^{b)}予測値

〈出所〉 A. Buracas; (1997), p. 93.

第Ⅱ節 注

- (9) 1940年のリトアニアのソ連邦への併合については、パスカル・ロロ著磯見訳 (1991年), 86-89頁参照
- (10) 暗黙の援助については、とりあえず盛田常夫著 (1994年) 30-32頁。および岩田裕; (1993年), 113-114頁参照。
- (11) J. Čičinska et al; (1997), p. 372.
- (12) J. Čičinska et al; op. cit. p. 373.

- (13) *ibid.*, p. 374.
- (14) 商品分類が旧ソビエト方式では14グループであったが、統一的分類体系では21グループになったことをいう。 *ibid.*, p. 380.
- (15) 1994年を1990年と比較すると農林業では19.5パーセントポイントの著減。建設でも1.8パーセントポイントの低下を示している。(表2.1.2, 表2.2.7参照)
- (16) この予測値は過大すぎたようである。『リトアニア統計年鑑』(1998年版)によれば, 1997年の失業率は約6%であった。

むすびにかえて

バルト三国のGDPの推移を一瞥した時リトアニアの落込みがきわめて突出していることに筆者は意外感をもった。というのは、中央集権的計画経済システムから市場経済システムへの転換をはかる国々は、軒なみ、はげしいインフレーションと国内総生産の低落に見舞われているので、GDPの落込み自体はそれ程驚くべきことではない。しかし、表3.1, 表3.2, 表3.3, 表3.4にも示されているように、バルト三国では経済発展水準・産業構造にそれ程大きな差異はない。ではなぜバルト三国の中でリトアニアが、これ程突出したGDPの落込みに見舞われねばならなかったのか。これまでの考察では未だその理由は十分に説明されたとはいえない。そのためにまず明らかにしなければならないのが、リトアニアのLDLPのとった改革と他の二カ国(エストニア, ラトビア)の政権のとった政策の相違であろう。

次いで説明しなければならないのが、旧ソ連邦市場から西側市場への方向転換の内容である。J. チチンスカス他は、かなりの商品が西側市場へ転換したことを手ばなして評価している。しかし、第Ⅱ節で若干述べたように、西側への市場転換がすべてリスト

表3.1 バルト三国の一人当りGDP, 経常価格表示(商業為替率)
単位: USドル

| 国名 \ 年次 | 1993年 | 1994年 | 1995年 | 1996年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| エストニア | 1,094 | 1,545 | 2,442 | 2,948 |
| ラトビア | 842 | 1,432 | 1,769 | 2,017 |
| リトアニア | 714 | 1,136 | 1,622 | 2,128 |

〈出所〉Baltic Environmental Forum ed.; (1998), p.12.

表 3.2 バルト三国の一人当り G D P, 経常価格表示 (購買力パリティ率)
単位: USドル

| 国名 \ 年次 | 1993年 | 1994年 | 1995年 | 1996年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| エストニア | 3,785 | 3,842 | 4,138 | 4,431 |
| ラトビア | 3,070 | 3,204 | 3,228 | 3,484 |
| リトアニア | 3,681 | 3,807 | 4,014 | 4,245 |

〈出所〉 Baltic Environmental Forum ed.; ibid.,

表 3.3 バルト三国産業部門別 G D P (経常価格表示)
単位: パーセント

| | エストニア | | ラトビア | | リトアニア | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------------|
| | 1990年 | 1996年 | 1990年 | 1996年 | 1990年 | 1996年 |
| 農・林・漁業 | 21.1 | 6.4 | 21.9 | 9.1 | 26.7 | 12.5 |
| 工業 | 48.4 | 18.9 | 36.5 | 27.8 | 36.4 | 23.4 |
| 建設 | 10.1 | 5.2 | 9.7 | 4.9 | 9.8 | 6.5 |
| 商業・サービス | 13.1 | 56.5 | 31.9 | 58.2 | 14.7 | 35.3 ^{a)} |
| その他 | 7.3 | 13.0 | | | 21.7 | 22.3 |

引用者注^{a)}原文では19.6となっていたが, 他の資料を参考に35.3に訂正した。

〈出所〉 Baltic Environmental Forum ed.; ibid.,

表 3.4 バルト三国の産業別雇用状況 (1996年)
単位: パーセント

| | エストニア | | ラトビア | | リトアニア | |
|------------|-------|------|-------|------|-------|------|
| | 1000人 | % | 1000人 | % | 1000人 | % |
| 農・狩猟・林業 | 57.8 | 9.1 | 188 | 18.0 | 399.1 | 24.1 |
| 漁業 | 5.0 | 0.8 | 5 | 0.5 | 1.6 | 0.1 |
| 鉱・採石業 | 7.9 | 1.3 | 3 | 0.3 | 3.5 | 0.2 |
| 工業 | 153.8 | 24.3 | 194 | 18.5 | 288.2 | 17.4 |
| 電気・ガス・水 | 15.9 | 2.5 | 17 | 1.6 | 42.3 | 2.6 |
| 建設 | 33.3 | 5.3 | 56 | 5.9 | 119.1 | 7.2 |
| 商業・サービス・公務 | 360.0 | 56.7 | 583 | 55.7 | 805.2 | 48.4 |

〈出所〉 Baltic Environmental Forum ed.; p 13.

ニア経済に好影響を及ぼしているとする楽観主義は禁物であろう。西側への市場転換によって, どのような肯定的影響と同時に, どのような否定的影響がもたらされたかの冷静な考察が今後進められるべきであろう。

<引用文献>

- (1) バスカル・ロロ著磯見訳『バルト三国』, 1991年, 白水社
- (2) A. Šimenas; Formation of the Market Economy, in (ed. by Prof. A. Buračas) "Lithuanian Economic Reforms: Practice & Perspectives" Vilnius, 1997 (a), pp. 17-62.
- (3) A. Šimenas; Lithuania's Economy During the Period of Reforms (1990-1994), in (ed. by Prof. A. Buračas); *ibid.*, 1997 (b), pp. 63-87.
- (4) A. Buračas; Demographical Trends, in (ed. by Prof. A. Buračas); *ibid.*, 1997, pp. 91-100.
- (5) J. Čičinskas et al.; Trade Policies and Lithuania's Reintegration into the Global Economy, in (ed. by Prof. A. Buračas); *ibid.*, 1997, pp. 63-87.
- (6) N. Balčiūnas; Structural Policy and Priorities for Industry, in (ed. by Prof. A. Buračas); *ibid.*, 1997.
- (7) N. Mygid; Privatization and Employee Ownership: The Development in the Baltic Countries, in (ed. by N. Hood, R. Kilis and J. E. Vahlne) "Transition in the Baltic States: Micro-Level Studies", 1997 Great Britain, Macmillan Press Ltd.
- (8) Department of Statistics ed.; "Statistical Yearbook of Lithuania", Vilnius, 1998.
- (9) Baltic Environmental Forum ed.; "Baltic State of the Environment Report" Latvia, 1998.
- (10) 盛田常夫著『体制転換の経済学』, 新世紀, 1994年。
- (11) 岩田裕「チェコ・スロバキアにおける移行期のエネルギー問題」『高知大学学術研究報告・第42巻』1993年。